

子ども未来

1	子 ども 育 成	207
2	青 少 年 育 成	211
3	障 がい 児 療 育 相 談	215
4	子 育 て 支 援	217

子 ども 未 来

未来を担う子どもたちは、本市の宝であり、活気ある熊本市の象徴です。

現在、その子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境が著しく変化しています。特に、急速な少子化の進展は我が国の人口構造にひずみを生じさせるなど、今後の市民生活に重大な影響をもたらそうとしています。

本市では、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み育てることができ、かつ、子どもたちがそれぞれの持つ個性や能力を十分発揮し、未来への可能性を自ら切り拓くことができる環境を築き、「子どもたちが健やかに成長するまち」の実現に取り組んでいます。

1 子ども育成（子ども政策課）

概 要

近年、子どもたちを取り巻く環境の急速な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じておりますが、次世代育成支援行動計画に基づき、様々な形で家庭や地域に応じた支援を行い、子育てしやすい環境の整備に取り組んでいます。

また、子ども総合相談室及び子ども発達支援センターを設置し、子どもに関するあらゆる相談に対応しています。

さらに、心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進めるとともに、放課後児童対策として、児童育成クラブの充実に努めています。

（１）次世代育成支援行動計画

ア 計画の位置づけ

まちづくり戦略計画の実現に向け、必要な施策を取りまとめた行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく計画

イ 計画期間

平成17年度～21年度（平成21年度末までに後期計画の平成22年度～26年度分を策定予定）

ウ 計画の特徴

① 広範囲であること

九つの計画と関係

具 体 化 …… 熊本市総合計画、まちづくり戦略計画

発展・移行 …… くまもと市こどもプラン、熊本市青少年育成計画、
すこやか親子サポートプラン

調和・連携 …… くまもと子ども輝きプラン、熊本市男女共同参画プラン、
健康くまもと21基本計画、熊本市障害者プラン

総合計画上の事業の約3割と関係

② 子どもを中心にまとめた計画であること

子育て（すべての家庭、共働き家庭、特に援助を要する子どもや家庭への支援）

子育て（子どもの健康確保、豊かな人間性の育成）

まちづくり（子どもの権利擁護、子育てしやすい生活環境整備）

子
未

③ 具体的な行動計画であること

124件の具体的な取り組みを示し、事業の方向性や成果指標、数値目標を明記

11件の新規又は大幅に拡充する取り組みを盛り込む

④ 策定過程における市民参加に配慮したこと

ニーズ調査（市民意識調査）

対象者7,000人（回収率47.2%）

市民による策定委員会の設置

策定委員会による意見公募（中間とりまとめの公表）

エ 策定の経過

平成15年度 ニーズ調査及び課題整理

平成16年度 9月 策定委員会による中間取りまとめの公表

11月 策定委員会から市長への答申

2月 パブリックコメント（2月1日～25日）、地域説明会

3月 計画決定

（2）児童虐待防止事業

＜目的・事業内容＞ 複雑かつ深刻化する児童虐待に対応するために、平成18年6月「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童の早期発見や適切な保護に努めており、平成19年度からは、実務者会議を毎月開催する等、これまで以上に関係機関の連携を深め対応している。平成20年度からは構成機関を44機関に増やした。

また、児童虐待相談員を各保健福祉センターに配置し、相談機能の充実、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めている。具体的な取り組みとしては、児童虐待予防教室の開催やオレンジリボンキャンペーンを展開し啓発活動を行っている。

＜実 績＞

年 度	相談件数	実務者会議 開催回数	講演会研修会等 参加者数	虐待予防教室 開催回数	決算額 (単位：千円)
16	278	6	231	-	9,092
17	189	5	437	18	10,925
18	363	5	424	36	12,143
19	313	10	325	39	20,720

(3) 子ども総合相談室

育児、成長・発達、不登校など子どもに関するあらゆる相談を受け付け、緊急性や専門性が高い相談は専門相談機関へつなぐ。

開設日	平成20年4月1日		
所在地	大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2F		
業務の内容	おおむね18歳未満の子どもとその保護者などを対象に、来所相談、電話相談、メール相談を行う。		
受付時間	来所相談	月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分	
電話相談	月～金曜日	午前8時30分から午後9時00分	
	土曜・日曜日	午前8時30分から午後5時15分	
	※ 電話・来所相談とも祝日・年末年始を除く		
メール相談	随時受付		

(4) 子ども文化会館

所 在 地	新町1丁目3番11号		
規模・構造	地下1階、地上5階、塔屋1層の鉄筋コンクリート造		
延床面積	5,708.18㎡		
供用開始	平成7年3月26日		
着工	平成5年6月7日		
完工	平成7年1月31日		
建設費	2,793,898千円		
施設の概要	地下1階	駐車場（4台）、駐輪場（90台）、警備員室等	
	地上1階	エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、ピロティ、からくり時計	
	2階	鑑賞室（2室）、会議室（2室）、相談コーナー（4室）等	
	3階	創作室、プレイルーム、パソコンコーナー、談話コーナー、授乳室	
	4階	多目的ホール（228席）、わんぱく広場	
	5階	多目的ホール上層部	
入館料	無 料		
開館時間	午前9時～午後5時 （ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後8時30分まで）		
休館日	毎週月曜日 （ただし月曜日が休日の場合は翌日） 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）		

特別事業実績

特別事業名	内 容	期 日	参加者数(人)
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、館内に飾る	平 19. 5. 5	405
よい歯のピエロショー	良い歯のコンクールに併せてのピエロショー	6. 2	490
チャレンジ大会	万歩計ダッシュなど6種目の競技を行い記録を競う	6.17	86
ジャンボ七夕づくり	来館者の作った七夕飾りや短冊を大きな笹に飾る	7. 1	194
夏のミュージカル	東京の劇団によるミュージカル「シンドバットの大冒険」の上演	7.22	946
納涼祭～お化け屋敷～	子どもたちが参加するお化け屋敷	8.18・19	2,511
お月見会	劇やクイズ、歌などを交えて楽しむ観月会	9.30	326
ちびっこ運動会	ダンスや玉入れ等、幼児と保護者の運動会	10.21	199
科学ランド	科学的な遊びや工作を通して、科学的なものの見方や考え方に興味を持たせる。	11.10・11	913
クリスマスショー	「歌のお姉さんとアンパンマンのクリスマスショー」の上演	12.16	972
昔あそび教室～伝承工作～	日本の伝統的な遊びである竹とんぼやお手玉などの体験、おもちゃ作り	平 20. 1. 13	212
節分豆まき	子どもボランティアが出演する節分豆まき	2. 3	714
影絵人形劇	東京の劇団による影絵劇「長靴をはいたねこ」の上演	2.17	746
げんきッズ修了式・げんきッズ発表会	地域や学年の違う子どもたちが1年を通して行う野外活動等と演劇の発表会	2.24・3.9	227
僕の夢、私の夢体験事業発表会	年度を通して行った「僕の夢、私の夢体験事業」の成果発表	3.16	218
こどぶん誕生祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント（ビッグアップダンス、ベビーマミックス、人形劇、マジックショーなど）	3.26・27	986

利用状況（各コーナー利用者）

（平成19年度）

	子ども（人）	保護者（人）	計（人）
平成19年春休み	5,824	3,677	9,501
夏 休 み	39,194	26,119	65,313
冬 休 み	5,024	3,359	8,383
平成20年春休み	5,168	3,196	8,364
平 常 月	128,255	86,567	214,822
計	183,465	122,918	306,383

2 青少年育成（青少年育成課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センターの地域活動やサポート活動など機能を充実させる。

（1）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

（2）児童育成クラブ

目 的

放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。

開 設 日 4月1日～翌年3月31日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）

開 設 時 間 平日：児童の下校時間～午後6時
土曜日及び長期休業中：午前8時30分～午後6時

指 導 員 428名

巡回指導員 3名

開 設 状 況 73箇所 4,393名（平20.4.30現在）

子
未

（3）青少年センター

設置主体	熊本市
所 在 地	新屋敷1丁目18番28号
構 造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	851.70㎡
建物面積	1,115.15㎡
着 工	昭和45年9月12日
完 成	昭和46年3月31日
開 館	平成16年9月30日で中央勤労青少年ホームを廃止し、平成17年4月1日から 青少年センターとして使用
建 設 費	64,437千円

ア 業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項。

イ 青少年指導員

(平成19年度)

区 分	内 訳	人 員 (人)
民 間	校区青少年健全育成協議会の推薦	208
学 校	小学校 中学校 高等学校 専修学校の推薦	247
そ の 他	県警サポートセンターの推薦	1
計		468

ウ 指導状況

①実施状況

年 度	15	16	17	18	19
街頭指導実施状況					
年間街頭指導実施回数 (回)	706	734	676	726	748
従事した青少年指導委員延人員 (人)	4,002	3,942	3,643	3,725	3,917
指導した青少年の総数 (人)	4,853	5,771	4,225	3,498	4,150

②学職別・行為別指導状況

(単位 人)

学 職 別	行 為 別 年 度	喫 煙	怠 学	遊技施設内 声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
小 学 生	17		1(1)	79(20)	10(5)	235(46)	44(15)	369(86)
	18			109(32)	5(3)	206(47)	15(6)	335(88)
	19			89(24)	1(0)	339(118)	35(12)	464(154)
中 学 生	17	6(3)	1(1)	486(107)	61(18)	312(111)	98(34)	964(274)
	18	4(2)	5(4)	565(210)	64(23)	288(85)	57(32)	983(356)
	19	12(6)	1(1)	466(225)	48(22)	363(109)	125(46)	1,015(409)
高 校 生	17	26(7)	23(16)	1,371(624)	868(450)	355(161)	61(48)	2,704(1,306)
	18	18(5)	45(35)	1,054(437)	531(279)	316(164)	40(26)	2,004(946)
	19	22(4)	7(6)	1,484(798)	351(193)	471(238)	110(88)	2,445(1,327)
そ の 他	17	9(4)		75(25)	25(14)	22(5)	7(4)	138(52)
	18	13(9)		70(19)	14(9)	15(2)	1(1)	113(40)
	19	16(9)		142(68)	11(2)	47(16)	10(1)	226(96)
計	17	64(22)	25(17)	2,011(776)	411(217)	939(719)	210(101)	4,225(1,732)
	18	53(27)	50(39)	1,808(701)	616(314)	857(309)	114(65)	3,498(1,455)
	19	50(19)	8(7)	2,181(1,115)	411(217)	1,220(481)	280(147)	4,150(1,986)

注 () 内数字は女子……再掲

エ 小・中学校生徒指導協議会・中学校生徒指導委員会・高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（非行防止懇談会）

“非行防止は家庭から” “家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

（４）児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の１０児童館がある。

名 称	西原公園児童館
所 在 地	九品寺４丁目２４番４号
開 設 年 月 日	昭和５３年８月１日
構 造	鉄筋３階建
敷 地 面 積	６，３８６㎡（西原公園面積）
建 物 面 積	３２０．８６㎡（昭和５６年度増築）
着 工	昭和５３年１月４日
完 工	昭和５３年７月１１日
建 設 費	５２，５８５千円

※東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の各児童館の施設概要については、複合施設のため、市民センターの項に一括記載

（５）勤労青少年ホーム

主として１５歳から２９歳までの勤労青少年を対象として、仕事の余暇を活用した文化、教養、スポーツ等の各種講座、クラブを通しての豊かな人間性の向上と健全な育成を図ることを目的とした施設である。

所 在 地	鶴羽田町３１４番地１
構 造	鉄筋コンクリート２階建
敷 地 面 積	２，５２７．１７㎡
建 物 面 積	７５６．５０㎡
着 工	平成元年８月２５日
完 成	平成２年３月２５日
開 館	平成２年４月１日
建 設 費	２６２，０２８千円
利 用 状 況	６，１７３人（平成１９年度）



(6) 関係機関及び団体

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する総合的施策の樹立のため、調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。事務局は本市青少年育成課に置く。

委員構成 市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員

任期 在職期間（但し学識経験者は2年）

事業内容 ・協議会の開催
・善行青少年の表彰

イ 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構成 小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主な事業 ・年次総会、三役会、理事会、評議員会
・全国青少年健全育成強調月間
・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
・熊本市青少年健全育成大会
・研修会
・家庭・地域の教育力の向上
・青少協活動の地域への浸透

ウ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、市内全小学校区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

エ 熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、平成元年5月に指導員自らの資質の向上と連携の強化を図るため、自主的に結成された任意団体。

オ 熊本市子ども会育成協議会

市内各校区の単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分達の住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子ども達が社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行なっている。

カ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）15師団のより円滑な協力・連携を保つことを目的とした団体。

キ ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会

熊本県支部内の団を統轄し、ガールスカウト運動の推進と発展に尽くすことを目的とした団体。

3 障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

発達に遅れや心配のあるこどもに対し、個々の発達に応じた適切な支援策を講じるとともに、その保護者の子育てに対する不安や悩みを共有し支援していく。

開 所 平成20年4月1日

所 在 地 大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2F

子ども発達相談状況（平成19年度まではこどもの発達相談室で相談を実施）

障 害 等 名	17 年 度		18 年 度		19 年 度	
	新規相談件数	継続相談件数	継続相談件数	継続相談件数	新規相談件数	継続相談件数
知的障害	11	196	9	66	7	57
精神運動発達遅滞	8	61	11	89	3	83
運動発達遅滞	1	21	9	11	4	8
言語発達遅滞	33	117	80	126	41	81
自閉症	127	1,803	91	1,106	78	936
PDD(広汎性発達障害)	66	534	82	591	108	924
ダウン症候群	8	31	11	40	10	48
奇形症候群				1	2	9
小頭症						
学習障害	3	8	6	16	5	24
注意欠陥多動障害	5	86	14	35	16	26
てんかん		9	2	4		16
肢体不自由	2	55	6	37	4	28
聴覚・言語障害			5	1	1	7
視覚障害	1		2			
その他の身体障害	2	40	1	20	1	6
重症心身障害			1	28		8
その他の障害					2	
病弱・虚弱	1	1				1
その他（健常）	132	42	188	30	169	82
小 計	400	3,004	518	2,201	451	2,344
合 計	3,404		2,719		2,795	

子
表

(1) 幼稚園

公立

(平成20.5.1現在)

施設名	定員	所在地
市立 碩台	125	南千反畑町
〃 一新	141	新町1丁目
〃 向山	90	本山4丁目
〃 古町	90	二本木4丁目
〃 川尻	125	川尻4丁目
〃 楠	90	楠3丁目
〃 熊本五福	90	魚屋町1丁目
計7ヶ所	751	
国立大学法人 熊本大学附属	160	城東町

私立

(平成20.5.1現在)

施設名	定員	所在地	施設名	定員	所在地
九州学院みどり	70	大江5丁目	熊本音楽	280	出仲間6丁目
ルーテル学院	150	黒髪3丁目	出水	220	国府2丁目
信愛女学院	250	上林町	白山	200	菅原
聖母愛児	140	島崎6丁目	花陵	180	田崎3丁目
ときわ	315	本荘町	第二	240	清水東町
九州音楽	180	水前寺公園	帯山	250	帯山4丁目
坪井	80	内坪井町	西部音楽	100	中原町
湖東	200	湖東1丁目	ルンビニー	150	近見2丁目
熊本学園大学付属敬愛	140	大江2丁目	暁	120	島崎5丁目
九州音楽京塚	410	尾ノ上1丁目	さくら	320	長嶺南1丁目
湖東第二	200	健軍3丁目	東海大学付属かもめ	330	帯山7丁目
城北	340	清水新地2丁目	ちぐさ	120	池上町
画図	300	出水8丁目	武蔵ヶ丘	280	武蔵ヶ丘5丁目
西原	400	新南部3丁目	わかぐさ	150	南高江7丁目
尚綱大学短期大学部附属	260	楡木6丁目	力合	160	白藤1丁目
第一	280	坪井4丁目	亀の子	120	谷尾崎町
マリア	200	水前寺4丁目	第2さくら体育	300	戸島西7丁目
聖母	200	南町	恵水	255	御幸笛田3丁目
東部	220	花立5丁目	くるみ	240	渡鹿8丁目
王栄	170	九品寺2丁目	大窪	160	大窪3丁目
立田	240	龍田6丁目	城山	195	城山大塘1丁目
高平	240	高平2丁目	ゆたか	160	今町
神水	200	神水1丁目	北部	210	鹿子木町
めぐみ	230	水源2丁目	計48ヶ所	10,255	
YMCA水前寺	100	出水3丁目	公私立計56ヶ所	11,166	

4 子育て支援（子育て支援課・保育幼稚園課）

保健医療技術の進歩により、母子保健の水準は向上しましたが、一方で生活習慣病の若年化、児童虐待など、子どもの健やかな成長をめぐる新たな問題も生じています。加えて核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、家庭や地域社会での子育て機能が低下し、子育ての困難さが増えています。

今後は、育児不安を解消し、子どもの健全な育成環境を確保するため、保育施設の充実をはじめ、子育てを社会全体で支えていく体制づくりが必要です。そこで、安心して妊娠・出産ができ、子どもが健やかに育つような保健・医療の充実や、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めています。

なお、平成20年4月から教育委員会が所管していた幼稚園に関する管理運営業務（人事、指導等を除く）を一元化しました。

（１）乳幼児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対 象 者 義務教育就学前乳幼児（19.4月改正）

受給資格者 本市の住民基本台帳等に記されている者で、現に居住している乳幼児を養育する者

所得制限 なし

実施状況 件数 717,923件（平成19年度）

助成額 1,396,483千円

（２）母子医療給付状況

区分 \ 年度		15	16	17	18	19
養育医療給付事業	実人員	126	196	196	250	230
	延日数	6,695	8,530	8,832	10,035	11,380
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	2	3	0	1	0
	延日数	19	41	0	21	0
自立支援医療（育成医療）事業	実人員	304	276	232	292	265
	延日数	5,639	5,196	4,712	1,352	6,131
小児慢性特定疾患治療研究事業	実人員	625	634	684	676	631
	延日数	14,801	16,384	13,957	13,085	13,307
療育医療給付事業	実人員	0	0	0	0	0
	延日数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助成件数	-	108	114	159	395



(3) 母子健康診査及び子育て相談指導事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。

ア 保健指導状況

		(単位 人)				
区分		15	16	17	18	19
妊娠の届出受理数		7,029	6,620	6,748	6,876	6,959
保健指導 (健康相談)	妊 婦	5,281	5,541	6,324	5,969	6,476
	産 婦	313	274	443	327	831
	乳 児	6,113	6,008	5,748	5,674	6,325
	幼 児	12,276	7,525	7,499	6,334	8,052
	思 春 期	117	18	33	87	70
	そ の 他	703	566	353	624	665
健康教育	思 春 期	1,302	606	2,152	527	2,054
	両(母)親学級	1,118	1,437	1,153	1,270	1,141
	育児学級(乳児期)	9,242	11,350	13,173	14,819	12,448
	育児学級(幼児期)	21,786	23,187	21,819	24,913	18,693
	そ の 他	11,899	9,322	6,903	9,408	15,673
訪問指導	妊 婦	68	92	91	119	125
	産 婦	4,060	4,083	4,186	4,549	4,529
	新 生 児	512	333	236	276	177
	未 熟 児	527	572	591	658	611
	乳 児	3,435	3,600	3,832	4,277	4,475
	幼 児	1,226	1,519	1,389	1,377	1,996
	そ の 他	608	796	850	879	1,085

イ 健康診査状況

年度			(単位 人)				
区分			15	16	17	18	19
医療機関委託分	妊 婦	一 般	13,124	12,299	12,553	12,847	13,114
		精 密	2,309	2,001	1,841	1,973	1,696
		B型肝炎	6,660	6,669	6,617	6,541	6,694
		歯 科	—	—	262	430	513
	3か月児	一 般	6,566	6,519	6,300	6,484	6,543
	7か月児	一 般	6,432	6,246	6,197	6,142	6,350
保健所・保健福祉センター実施分	妊 婦	歯 科	3,992	3,809	3,523	3,417	3,243
	1歳6か月児	一 般	6,665	6,546	6,284	6,372	6,156
		歯 科	6,650	6,537	6,277	6,365	6,157
		精 密	66	84	139	122	123
	3歳児	一 般	6,444	6,135	6,358	6,152	6,180
		歯 科	6,438	6,127	6,346	6,145	6,171
		精 密	130	251	254	249	275

ウ 母子栄養食品支給状況

(単位 人)

区分 \ 年度	15	16	17	18	19	19年度分再掲支給実人員		
						妊産婦	乳幼児	計
牛乳(本)	3,251	3,659	2,773	4,222	3,938	19	—	19
粉乳(缶)	26	25	6	7	25	—	1	1
計	—	—	—	—	—	19	1	20

(4) 地域子育て支援事業

ア 地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉 地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設としての子育て支援に関する情報提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実績〉

年 度	実施園数(私立)	実施園数(市立)
15	2	1
16	2	3
17	2	5
18	2	6
19	2	8

イ エンゼル基金

〈目的・事業内容〉 次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。

〈実績〉 平成6年度、基金創設(基金額3億円)。基金の運用益による助成は平成7年度から実施

年 度	助 成 件 数	援 助 金 額 (千円)
15	5	323
16	2	360
17	10	500
18	20	1,500
19	19	1,400
累 計	212	18,147

平成20年3月末現在の基金高 337,689千円

(5) 児童手当給付事業

(平成20年1月末現在)

区 分	被用者	非被用者	特例給付	合 計
人 数	27,871	11,414	1,007	40,292

3歳未満 一律 1万円(19.4月改正)

3歳以上 第1子~第2子 月額 5千円 第3子以降 月額 1万円

(6) 子育て支援事業

ア 子育て短期支援事業

〈目的・事業内容〉 保護者が仕事等の理由で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。また、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に一定期間保護する制度。

① ショートステイ事業

〈事業内容〉 保護者が疾病や仕事の理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設等において一定期間預かる制度。利用期間は原則7日以内。

〈実績〉

年 度	利用状況（実人員）	のべ利用日数
15	51	303
16	115	705
17	91	1,001
18	83	888
19	74	638

② トワイライトステイ事業

〈事業内容〉 保護者が、仕事等の理由によって帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設に通所させ、生活指導や食事の提供等を行う。

〈実績〉

年 度	利用状況（実人員）	のべ利用日数
15	83	380
16	121	409
17	38	226
18	40	290
19	35	142

イ 乳幼児健康支援一時預かり事業

〈目的・事業内容〉 小学校3年生までの児童等が病気の回復期で集団生活が困難な時期に、当該児童を専用の施設で一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

〈実績〉

年 度	年間延利用者数（人）
15	335
16	1,196
17	1,421
18	2,264
19	2,669

ウ 産後ホームヘルプサービス事業（平成17年10月より実施）

〈目的・事業内容〉 出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実 績〉

年 度	利用状況（実人員）	延べ利用回数
17	23	301
18	66	923
19	66	866

エ ファミリー・サポート・センター＜熊本＞事業

〈目的・事業内容〉 ファミリー・サポート・センター＜熊本＞は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実 績〉

年 度	14	15	16	17	18	19
会員数（人）	2,059	2,537	2,890	3,185	3,492	3,762
活動件数（件）	4,507	4,696	6,231	5,002	4,763	5,531

（7）ひとり親家庭支援事業

ア 母子自立支援員の設置

母子自立支援員を配置し、母子家庭の自立のための相談指導及び母子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

（母子自立支援員の配置）

子育て支援課 1名 母子福祉センター 2名

イ ひとり親家庭等医療費助成

対 象 者 市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童

所 得 制 限 児童扶養手当の所得制限に準じる

実 施 状 況 件数 52,443件

経費 231,688千円 （平成19年度）

ウ 児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

（平20年5月末現在）

区 分	離婚世帯	死別世帯	未婚母子世帯	父障害世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	6,192	49	624	20	31	247	7,163

（注）児童1人 月額 41,720円（全部支給の場合）

第2子加算 5,000円

月額 41,710円～9,850円（一部支給の場合）

第3子以降加算 3,000円

エ 母子家庭自立支援給付金

母子家庭の母の知識及び技能の習得を容易にするため、給付金事業(母子家庭自立支援教育訓練給付・母子家庭高等技能訓練促進費給付)を行っている。

(平成19年度申請実績) 母子家庭自立支援教育訓練給付 21人
母子家庭高等技能訓練促進費給付 15人

(8) 母子寡婦福祉資金貸付事業

母子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

(平成19年度実績) 425件 170,428千円

(9) 家庭教育推進事業〈乳幼児ママ・パパ教室〉

乳幼児を持つ保護者に家庭教育のあり方、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等、家庭教育についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るものである。

(平成20年度予算) 1,560千円 講師謝礼金6,000×260回 講師派遣予定

(10) 施設

ア 助産施設

(平20.4.1現在)

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員(床)
熊本産院	熊本市	幸山政史	本山3丁目5番11号	昭25.7	20
市民病院	〃	〃	湖東1丁目1番60号	平18.1	10
慈恵病院	医療法人	蓮田太二	島崎6丁目1番27号	平18.4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	東大弼	長嶺南2丁目1番1号	〃	1
福田病院	医療法人社団	福田 稔	新町2丁目2番6号	〃	2

イ 母子生活支援施設

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員(世)
熊本市大江荘	社会福祉法人	丸内 勉	大江6丁目1番50号	昭26.8	18
はばたきホーム	〃	嶋村聖子	壺川2丁目1番57号	昭23.10	20

ウ 乳児院

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐国英	本荘2丁目3番8号	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	鶴川弘行	神水1丁目14番1号	昭25.4	15

エ 児童養護施設

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	西浦健輔	神水1丁目14番1号	昭23. 5	90
菊水学園	〃	松本孝一郎	渡鹿5丁目9番12号	昭25. 10	80
藤崎台童園	〃	尾里裕子	古京町3番5号	昭24. 3	70
龍山学苑	〃	上村宏洸	龍田6丁目3番60号	昭23. 10	50

オ 知的障害児施設（障害保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
愛育学園	社会福祉法人	小澤 豪	清水新地1丁目3番1号	昭38. 12	80
大江学園	〃	塘林恭介	渡鹿8丁目16番46号	昭40. 6	70
仁愛ひかり園	〃	植田しげ子	白藤3丁目2番71号	昭44. 10	(通園) 30
三気の家	〃	須加原 翠	室園町20番40号	平 6. 4	(通園) 30

カ 児童自立支援施設（障害保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
清水ヶ丘学園	熊本県	河野俊憲	清水町大字打越38番1号	明42. 2	50

キ 盲ろうあ児施設（障害保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本ライトハウス	社会福祉法人	島村保夫	新生1丁目23番11号	昭28. 7	盲児 8 ろうあ児20

ク 婦人一時保護所（地域保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本県福祉総合相談所	熊本県	吉田南海子	長嶺南2丁目3番3号	昭33. 8	20

ケ 難聴幼児通園施設（障害保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本県ひばり園	熊本県	丸内春美	長嶺南2丁目3番3号	昭56. 4	30

コ 重症心身障害児施設（障害保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
江津湖療育園	社会福祉法人	松田一郎	画図町重富字餅溝 575番地	平6. 10	80

サ 母子福祉施設

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	開設年月	定員
母子福祉センター	社会福祉法人 照敬会、 NPO法人 ここへおいでよ 共同企業体	小山敬子	水前寺4丁目47番 50号	昭60. 6	

(11) 公立保育所管理運営及び私立保育所運営支援事業

児童福祉法の改正（平成10年4月施行）により、保育所への入所が市町村の措置という「行政処分」から保護者が希望する保育所を選択し、市町村は入所が可能となるときは、入所を承諾する「利用契約」へと移行した。熊本市では、これに伴い、従来行政だけで行っていた申込受付を各保育所においても行うこととした。

ア 保育所入所状況（市外委託分除く）

（平20.4.1現在）

年度	公 立 別	定 員	入所児童数	入所率（％）	待機児童数
16	公 立	1,795	1,932	107.6	0
	私 立	9,755	10,648	109.2	24
	計	11,550	12,580	108.9	24
17	公 立	1,805	1,822	100.9	5
	私 立	9,815	10,688	108.9	42
	計	11,620	12,510	107.7	47
18	公 立	1,815	1,785	98.3	5
	私 立	9,875	10,640	107.7	23
	計	11,690	12,425	106.3	28
19	公 立	1,755	1,721	98.1	1
	私 立	10,345	10,983	106.2	7
	計	12,100	12,704	105.0	8
20	公 立	1,675	1,588	94.8	0
	私 立	10,655	11,237	105.5	6
	計	12,330	12,825	104.0	6

※入所率（％）＝入所児童数÷定員×100

イ 年齢別保育所入所状況

（平20.4.1現在）

区 分	保育所数	定 員	年 齢 別 入 所 児 童 数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公 立	19	1,675	74	235	255	319	344	361
私 立	113	10,655	648	1,734	1,948	2,217	2,257	2,433
計	132	12,330	722	1,969	2,203	2,536	2,601	2,794

ウ 保育所

公 立

（平20.4.1現在）

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
本荘保育園	130	13	2	15	本 荘 6 丁 目	中島保育園	45	6	2	8	沖 新 町
横 手 "	100	11	2	13	横 手 2 丁 目	幸 田 "	90	8	2	10	良 町 2 丁 目
白 山 "	90	10	2	12	白 山 2 丁 目	健 軍 "	110	11	2	13	健 軍 2 丁 目
京 塚 "	110	11	2	13	尾ノ上3丁目	黒髪乳児"	60	7	2	9	黒 髪 2 丁 目
京 町 台 "	100	11	2	13	池 田 1 丁 目	麻 生 田 "	100	10	2	12	麻 生 田 4 丁 目
城 東 "	120	13	4	17	水 道 町	梶 尾 "	60	6	2	8	梶 尾 町
池 上 "	90	9	2	11	池 上 町	西 里 "	110	10	2	12	硯 川 町
小 島 "	60	6	2	8	小 島 7 丁 目	五 丁 "	60	6	2	8	貢 町
春 日 "	90	9	2	11	春 日 3 丁 目	計 19カ所	1,675	172	40	212	
大 江 "	60	6	2	8	大 江 6 丁 目						
清 水 "	90	9	2	11	清 水 本 町						

私 立

(平20. 4. 1現在)

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
白羊保育園	90	15	6	21	島崎3丁目	第二森下 "	90	17	3	20	近見7丁目
黒髪幼愛園	200	28	5	33	黒髪2丁目	さくらぎ "	90	12	4	16	花立3丁目
愛光幼児園	60	12	8	20	新大江2丁目	武蔵ヶ丘 "	150	28	6	34	武蔵ヶ丘5丁目
城高保育園	90	14	4	18	城山大塘2丁目	ひむき "	120	16	6	22	戸島7丁目
みのり "	60	11	3	14	本荘3丁目	御幸こぼと "	120	17	4	21	御幸笹田7丁目
双葉 "	90	16	3	19	本荘2丁目	田迎 "	90	15	5	20	良町1丁目
城南幼愛園	90	12	4	16	春日6丁目	さつきヶ丘 "	100	20	4	24	龍田1丁目
友愛会保育園	60	11	4	15	壺川2丁目	第二エンゼル "	120	19	9	28	榎 町
聖母幼愛園	90	14	3	17	南 町	熊本すみれ "	90	14	3	17	池 亀 町
のぞみ保育園	100	17	3	20	若葉2丁目	やまなみ "	210	29	4	33	戸島西2丁目
ひかり幼児園	90	16	4	20	大江2丁目	せきれい "	90	16	4	20	健軍5丁目
ひばり保育園	120	15	4	19	山ノ内1丁目	松尾 "	60	13	4	17	松尾町上松尾
旭 "	150	17	5	22	近見6丁目	愛 "	60	9	4	13	近見3丁目
ひまわり "	60	14	5	19	新大江1丁目	熊本日の出 "	120	20	7	27	桜 木3丁目
かつば "	150	18	8	26	保田窪1丁目	こじか "	60	12	4	16	南高江7丁目
マリア幼愛園	90	12	5	17	水前寺4丁目	清水ヶ丘 "	90	15	4	19	兎谷 1 丁目
報徳保育園	90	18	4	22	池田2丁目	第二画図 "	60	12	4	16	出水4丁目
おげき "	90	14	6	20	下南部2丁目	出仲間 "	120	20	7	27	出仲間3丁目
螢光 "	60	8	5	13	花園6丁目	なぎさ "	90	18	4	22	江津1丁目
若葉幼愛園	60	11	4	15	上代2丁目	しらふじ "	110	16	5	21	白藤3丁目
かおる保育園	90	13	5	18	中 島 町	あゆみ保育園	90	18	4	22	武蔵ヶ丘1丁目
ふわわ "	120	23	9	32	桜木1丁目	カトレア "	90	14	5	19	若葉6丁目
藤崎台 "	60	11	4	15	古 京 町	上ノ郷 "	90	14	3	17	上ノ郷 1 丁目
有明 "	45	7	3	10	小島下町	木の葉 "	120	23	6	29	石原2丁目
城北 "	120	22	5	27	清水新地2丁目	たつだ "	120	24	4	28	龍田弓削2丁目
仁愛幼稚園	180	32	13	45	薄場1丁目	つばめ "	120	24	5	29	長嶺南7丁目
ぎんなん保育園	90	14	4	18	京塚本町	日吉 "	120	20	6	26	十津寺2丁目
川尻 "	90	13	7	20	川尻5丁目	にれのき "	70	13	3	16	楡木5丁目
つぼみ "	120	14	4	18	国府本町	力合さくら "	150	28	8	36	合志3丁目
シオン "	120	17	4	21	新町4丁目	リズム幼稚園	120	19	5	24	御幸笹田3丁目
仁愛乳児園	45	11	3	14	春日4丁目	まんごく保育園	90	21	4	25	清水万石4丁目
すぎのこ保育園	90	13	5	18	二本木4丁目	月出 "	90	16	4	20	月出6丁目
木の実 "	90	16	4	20	西原2丁目	熊本夜間 "	45	12	5	17	新 市 街
天使の園 "	60	12	4	16	渡鹿1丁目	ひでみ "	190	28	8	36	鶴羽田町
きよめ "	60	17	8	25	国府2丁目	北部中央 "	90	13	4	17	西梶尾町
くほんじ "	150	27	8	35	八王寺町	やまばと "	45	6	3	9	河内町野出
はけみや "	60	9	3	12	高平3丁目	芳野 "	45	12	4	16	河内町岳
画図 "	60	12	4	16	下江津2丁目	たちばな "	75	11	2	13	河内町河内
二岡 "	120	17	5	22	戸島3丁目	河内からたち "	60	7	4	11	河内町河内
広福 "	60	13	4	17	長嶺東4丁目	畠口みのり "	45	9	2	11	畠 口 町
供合 "	120	21	5	26	上南部3丁目	熊本藤宮 "	60	17	7	24	護 藤 町
小山 "	110	16	5	21	小山2丁目	リリー "	45	7	3	10	並 建 町
森下 "	100	13	4	17	南高江1丁目	飽田東 "	90	21	3	23	砂 原 町
第二桜ヶ丘 "	120	22	8	30	世 安 町	モロナイ "	90	17	9	26	八分字町
本妙寺 "	130	21	5	26	花園4丁目	中緑 "	45	9	3	12	美登里町
くすの実 "	120	15	5	20	楠4丁目	銭塘 "	80	12	4	16	銭 塘 町
帯山 "	120	21	4	25	月出2丁目	奥古閑 "	45	6	3	9	奥古閑町
大光 "	75	13	6	19	画図町所島	海路口 "	80	6	3	9	海路口町
千草 "	90	14	3	17	平成3丁目	川 口 "	90	12	3	15	川 口 町
こずえ "	90	15	5	20	八 島 町	帯山のぎく "	90	13	4	17	帯山4丁目
光輪 "	90	15	3	18	沼山津4丁目	こぐま "	90	18	5	23	四方寄町
つくし "	45	14	3	17	花園5丁目	寺原 "	60	11	5	16	坪井5丁目
エンゼル "	120	26	6	32	佐土原1丁目	わらべ "	90	17	7	24	新南部2丁目
城山 "	150	21	4	25	上代6丁目	さくらんぼ "	90	16	9	25	広木町
やまびこ "	45	14	4	18	尾ノ上2丁目	水前寺 "	80	15	5	20	水前寺公園
こまどり "	120	16	4	20	八反田2丁目	出水南 "	90	11	5	16	出水6丁目
むつみ保育園	120	20	6	26	楠 1 丁目	計113カ所					
						公私立計 132カ所	12,330	1,782	541	2,323	

子
未

工 助 成

① 助成金支出状況（平成20年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金

年額 62,734千円

熊本市保育園連盟助成金

年額 7,102千円

私立保育所一時保育事業費補助金

年額 33,408千円

地域活動事業費補助金

年額 7,950千円

産休等代替職員費補助金

年額 10,000千円

私立保育所延長保育促進事業補助金

年額 621,890千円

② 認可外保育施設助成

助成内容 園児賠償責任保険料

職員研修費

児童の健康診断実施のための嘱託医手当の助成

職員の健康診断実施のための経費助成

薬品・衛生材料等の購入経費

調理担当職員の検便経費

助成状況 11,646千円（平成20年度予算）

オ 保育所徴収金基準額

(平20.4.1現在)

世 帯 の 階 層 区 分			徴収金基準額 (月額)	
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯		0円	0円
第 2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,500円	3,000円
第 3		市町村民税課税世帯	11,500円	8,200円
第4-1	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	16,000円	12,500円
第4-2		10,000円以上 40,000円未満	25,500円	22,000円
第 5		40,000円以上 103,000円未満	34,500円	29,000円
第 6		103,000円以上 413,000円未満	47,000円	30,000円
第 7		413,000円以上	51,000円	32,000円

- 1 この表の第4～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成9年法律第22号)附則第12条

- 2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、この表の「第2階層」に属する場合は、この表の規定にかかわらず、これを「第1階層」として認定する。

- ① 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子世帯。
- ② 次に掲げる児(者)を有する世帯。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
 - エ 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯。

- 3 同一世帯から2人以上認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童デイサービスを利用している就学前の児童について、2人目の児童の保育料はこの表の徴収金額の2分の1の額とし、3人目以後の児童の保育料については無料とする。

子
未

(12) 幼稚園就園奨励費

市立幼稚園 (7園)

(平成19年度)

減 免 条 件		区 分	減免限度額 (円)	対象人数 (人)	減免実施額 (円)	対象率 (%)
表 1	市民税が非課税の世帯又は 市民税の所得割が非課税の世帯	第 1 子	20,000	22	396,700	3.8%
		第 2 子	38,000	6	196,300	1.0%
		第 3 子以降	66,000	0	0	0.0%
表 2	市民税が非課税の世帯又は 市民税の所得割が非課税の世帯	第 2 子	26,000	13	325,000	2.3%
		第 3 子以降	32,000	3	96,000	0.5%
合 計		園児数(全体)	574人	44	1,014,000	7.7%

私立幼稚園 (48園)

(平成19年度)

補 助 条 件			区分	補助限度額 (円)	対象人数 (人)	補助実施額 (円)	対象率 (%)
表 1	Ⅰ	市民税が非課税の世帯	第 1 子	141,900	414	54,830,600	4.6%
			第 2 子	185,000	43	8,488,300	0.5%
			第 3 子以降	257,000	1	110,000	0.0%
	Ⅱ	市民税の所得割が非課税の世帯	第 1 子	107,600	167	17,680,500	1.9%
			第 2 子	162,000	23	3,111,200	0.3%
			第 3 子以降	250,000	1	208,000	0.0%
	Ⅲ	市民税の所得割額が 34,500 円以下の世帯	第 1 子	81,700	703	55,570,200	7.9%
			第 2 子	143,000	91	12,087,200	1.0%
			第 3 子以降	245,000	1	139,000	0.0%
	Ⅳ	市民税の所得割額が 183,000 円以下	第 1 子	57,500	3,312	180,340,800	37.1%
			第 2 子	127,000	422	47,620,500	4.7%
			第 3 子以降	240,000	3	400,000	0.0%
表 2	Ⅰ	市民税が非課税の世帯	第②子	157,000	123	18,022,600	1.4%
			第③子以降	171,000	10	1,687,200	0.1%
	Ⅱ	市民税の所得割が非課税の世帯	第②子	126,000	52	6,346,200	0.6%
			第③子以降	144,000	2	230,400	0.0%
	Ⅲ	市民税の所得割額が 34,500 円以下の世帯	第②子	103,000	277	27,571,600	3.1%
			第③子以降	123,000	22	2,192,200	0.2%
	Ⅳ	市民税の所得割額が 183,000 円以下の世帯	第②子	81,000	1,167	91,187,900	13.1%
			第③子以降	104,000	59	5,300,600	0.7%
合 計			園児数(全体) 8,932 人		6,893	531,125,000	77.2%

※小学校1・2年生に兄弟を有する場合の幼稚園児の最年長者を第②子、次年長者を第③子と表記。

※平成19年度から小学校1・2年生に兄弟を有する場合は優遇措置あり。(表2)

(13) 私学助成

年度	15	16	17	18	19
区分					
幼稚園	46.797	46.797	46.797	46.797	46.797

環境保全

1	環境保全活動の推進	231
2	緑の保全と推進 緑化の推進	236
3	水環境の保全	237
4	ごみ処理	242
5	し尿処理	249
6	環境総合研究所	251

1 環境保全活動の推進（環境企画課）

（1）環境保全

ア 概 要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取組みを推進するために、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水・緑、都市景観保全などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成13年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第2次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、21世紀のふるさとの望ましい環境づくりの指針とするものである。計画期間を10年間として策定された本計画について、平成17年度に社会情勢や地球温暖化対策の推進など新たな環境問題への対応や目標、施策の見直しを行い計画の推進を図っている。

長期目標

- ・自然と共生する風格ある「森の都」をつくる
- ・環境負荷の少ない循環型の社会をつくる
- ・地球市民を育てすべての者の参加と協働を実現する

目標達成のための基本方針

- ・環境問題に対して自覚と責任をもち実践する人を育てる
- ・環境保全型の社会経済へ転換していくしくみづくりを進める
- ・様々な主体が協力し合う「協働」の取組みを進める

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

廃棄物や河川・地下水等の身近な環境問題や、地球温暖化など地球規模の環境問題をテーマとして環境フェアを

開催し、市民に対する啓発活動を行っている。また、ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊のほか、学校教育現場と連携を密にしながら、小学生を対象とした体験学習型の環境教育を実施している。

また、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図り、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

② 事業者の環境配慮促進

ISO14001の認証取得のほか、事業者に対して「事業所グリーン宣言」事業の実施や中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証・登録の支援を行うなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取り組みを進めている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、平成17年度に1回目の更新を行い、平成20年度に2回目の更新を行う。

また、市の全組織を対象範囲として、本市の事務事業に関する温暖化対策の実行計画である「熊本市役所グリーン計画」を平成13年度に策定、平成18年度には「第2次熊本市役所グリーン計画」を策定し、引き続き計画の推進に取り組んでいる。

④ 地球環境問題への対応

地球環境問題の中でも、最も重要かつ喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、地域からの対応を進めるため、市民に対しては「市民CO₂ダイエットクラブ」への参加呼びかけ、事業者に対しては事業所グリーン宣言事業や「エコアクション21」の認証・登録の支援を行い、省エネ・省資源を目指した実践的な行動の推進を図るとともに全庁的な連携に努め温暖化対策に取り組んでいる。

また、平成15年度末には「熊本市地域新エネルギービジョン」を策定し、庁内あるいは市域における新エネルギーの普及・促進にも取り組んでいる。

⑤ パートナーシップによる環境保全活動の推進

「第2次熊本市環境総合計画」の推進母体として、平成14年度に市民、事業者、市から構成される市民協働組織「エコパートナーくまもと」が設立され、身近な廃棄物問題や地下水問題から地球温暖化に象徴される地球規模の環境問題まで、それぞれのテーマに応じてワーキンググループ（作業部会）を形成し、環境保全活動の推進に取り組んでいる。

オ 審 議 会

環境審議会（平成元年1月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 20人（任期2年）

開催回数 全体会2回（平成19年度）

カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあつせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 2回（平成19年度）

キ 公害苦情処理件数

平成19年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数163件と前年度より3件減少した。種類別に見ると、水質汚濁が34%と最も多く、次いで騒音26%、大気汚染が23%、悪臭が14%となっている。

苦情の内容は、水質汚濁関係では油流出事故、騒音関係では建設工事、大気汚染関係では廃棄物の野外焼却に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数（平成15年度～平成19年度）

種 別 \ 年 度	H15	H16	H17	H18	H19
大 気 汚 染	49	32	37	39	37
水 質 汚 濁	72	41	28	55	56
騒 音	34	47	31	45	42
振 動	6	5	2	1	3
悪 臭	18	20	18	25	23
そ の 他	2	5	2	1	2
計	181	150	118	166	163

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、事前指導を行っている。

平成19年度の事前指導件数 521件

（2）大気保全

ア 概 要

熊本市は、さわやかな空気や澄みきった青い空に恵まれた、住みよいまちである。

しかし、最近では、光化学オキシダント、自動車排ガス中の浮遊粒子状物質やベンゼン等による大気汚染が新たな問題として顕在化しつつある。

このような中、本市では、7カ所の大気汚染測定局（一般環境5局、自動車排出ガス2局）で大気汚染の常時監視を行うとともに、工場や事業場に立入調査等を実施し、ばい煙等の監視指導に努めている。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去5年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成19年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素の3項目については全測定局で環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質については、黄砂等の影響により、7局中5局で環境基準未達成となっている。

光化学オキシダントについては、全国的に見られるように、例年一般局5局とも環境基準未達成となっている(平成17年度全国達成率0.3%)。平成17年度までは「光化学スモッグ注意報」の発令基準である0.12ppmを超えたことはなかったが、平成18年6月に熊本県下で初めて熊本市に光化学スモッグ注意報が発令された。平成19年度においては、天草と菊池で4日間、延べ7回注意報が発令されたが、熊本市においては発令されていない。

環境基準達成状況(平成15年度～平成19年度)

測定項目	二酸化硫黄					二酸化窒素					浮遊粒子状物質					光化学オキシダント					一酸化炭素				
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。					1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。					1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。					1時間値が0.06ppm以下であること。					1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				
環境基準による大気汚染の評価	長期的評価					長期的評価					長期的評価					短期的評価					長期的評価				
	1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。					年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。					1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。					1時間値が0.06ppm以下であること。					1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。				
年度	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	錦ヶ丘局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	古町局	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	天明局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	楡木局	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	×	○	×	—	×	×	×	×	—	—	—	—
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

注2 一般局：一般環境大気測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

注3 京町局は、平成18年度から測定開始。平成17年度までは、花畑局での測定結果。

② 対 策

本市の大気汚染の主要原因である自動車排気ガスの低減化を図るため、エコドライブや低公害車等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

ばい煙発生施設を設置している工場・事業場は、平成19年度末で728件あり、ばい煙発生施設の8割以上が冷暖房用のボイラーである。平成12年1月から「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、法の適用を受ける廃棄物焼却炉の設置事業場に対して、排出基準の遵守とダイオキシン類の自主測定の監視指導を行い、ダイオキシン類の排出削減に努めている。

エ 自動車交通公害防止対策

熊本都市圏（熊本市及び周辺15市町村）における自動車交通に起因する大気汚染や騒音の防止と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、平成9年度に熊本県と熊本市が共同で策定した「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」（計画年度：平成9年度～平成17年度）を基に取り組んできたが、この計画期間終了後は、この計画における自動車交通公害防止対策の考え方を踏まえ自動車の騒音常時監視、公用車への低公害車導入、エコドライブ、自転車利用促進等の取組みを進めている。

① 現況

二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成しており、浮遊粒子状物質については、平成19年度は環境基準未達成となっている。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成18年度から5カ年間で市内幹線道路の全評価対象区間（約120区間）を実施することとしている。

（平成19年度調査結果） 80.4%（27区間平均）

② 対策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発、公共交通機関や自転車の利用促進等の取組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

平成19年度は都市中心部、固定発生源周辺、主要道路沿線等の15地点において、夏期と冬期の2回、大気中のダイオキシン類の測定を行ったが、全測定地点とも環境基準を達成していた。また、廃棄物焼却炉施設に対しては、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

ベンゼン、テトラクロロエチレン、水銀等の重金属類など17種類の有害大気汚染物質について、一般環境（1地点）と幹線道路沿い（4地点）の計5地点で毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。

ここ数年、沿道4地点でベンゼンが環境基準（ $3.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過していたが、平成19年度は1地点で環境基準を達成し、改善が見られた。

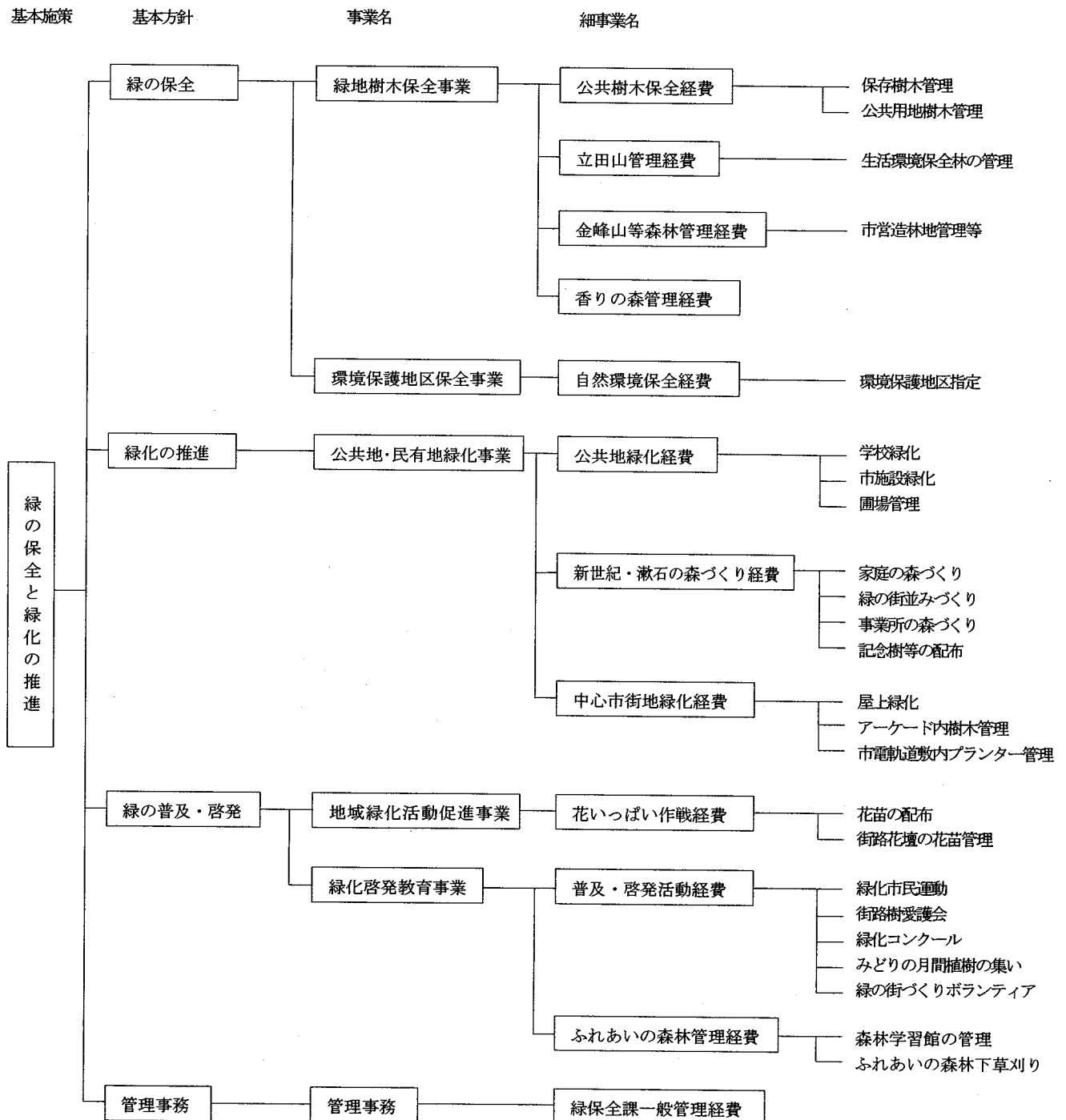
2 緑の保全と緑化の推進（緑保全課）

（１）概 要

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、すでに36年目を迎え、市民の関心と理解を得て、着々とその成果をあげているところである。

さらに平成元年3月28日制定の「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成16年3月に策定した「まちづくり戦略計画」、平成17年3月に策定した「熊本市緑の基本計画」に基づき、自然と共生する環境に恵まれた都市となることを目指し、豊かな水と緑のもとで文化が息づく都市づくりを市民協働で進めている。

（２）緑の保全と緑化の推進に関する事業体系図



(3) 事業実施状況

(平成19年度)

事業名		事業概要	備考
公共樹木保全		保存樹木の指定及び管理、公共樹木の管理	保存樹木管理本数 609本
立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理 (清掃、下草刈り、施設整備等)		150ha
	金峰山等森林管理 「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する 経費負担、市営造林地管理		
香りの森管理		香りの森の管理 (除草、清掃、樹木の害虫駆除等)	4.1ha
自然環境保全		環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金 の運用	環境保護地区数 14カ所
			開発行為事前協議件数 74件
公共地緑化	学校緑化	新設校、未整備校の植栽等	一新小学校外 16校
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	東部交流センター外 7施設
	建築物緑化	屋上緑化モデル施設の管理	幸田市民センター
	圃場管理	城山・花園圃場の管理	
漱石の森づくり	家庭緑化	家庭の森づくり補助、緑の街並みづくり補助、 記念樹配布	家庭の森づくり補助件数 90件 緑の街並みづくり補助件数 28件 記念樹配布数 975本
	事業所緑化	事業所の森づくり補助	事業所の森づくり補助件数13件
中心市街地緑化		下通アーケード内樹木の管理、市電軌道敷プランター管理、 屋上やベランダの緑化への補助	屋上等緑化補助件数 6件
花いっぱい作戦		地域・市施設等に花苗の配布(メランポジュウム・パンジー等)、 花壇及びフラワーボットの設置、草花植栽管理	花苗配布(自治会等)数 274,600株
「みどりの月間」 の植樹の集い		「みどりの月間」を記念して植樹の集いを実施 (会場：八景水谷公園)	約 130人参加
緑化啓発		市民運動による地域環境緑化活動の促進、緑の街づくりボランテ ィアの育成、緑の募金運動の促進、緑化コンクールの実施ほか	緑化市民運動 32カ所
			緑化コンクール応募数 37件
ふれあいの森林管理		「ふれあいの森林」の施設管理、ファミリーデイキャンプ開催	森林学習館利用者 3,284人

環境

3 水環境の保全(水保全課)

(1) 概要

本市は、67万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議(昭和51年3月)され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定(昭和52年9月)し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成19年8月に「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。更に、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し(平成20年7月施行)、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣14市町村との連携による広域的地下水保全対策に
取り組み、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川、及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、
八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及
び行政が一体となった取り組みを行っている。

(2) 水量の保全

ア 水資源有効活用促進

啓発活動の推進

中学生水のポスターコンクールや節水啓発パネル展等を中心とした行事を通じて広く市民に水保全意識の啓
発を行っている。また、平成16年度に節水推進パートナーシップ会議を設置し、17年度から節水推進のた
め「わくわく節水倶楽部」を組織し、節水10%を目標に市民協働で節水市民運動を展開している。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在22カ所35本（大津
町を含む）の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成6
年に市庁舎前に「地下水情報板」を設置し、当日の地下水位と過去の水位との比較を表示している。

② 年間地下水採取量の集計

用途 \ 年度		14	15	16	17	18
上水道用	井戸本数(本)	92	92	92	92	91
	一日平均採取量(m³)	239,671	236,235	232,610	230,755	227,724
	年間採取量(m³)	87,479,865	86,462,042	84,902,582	84,225,487	83,119,168
農業・水産 ・養殖用	井戸本数(本)	1,155	1,135	1,114	1,098	1,083
	一日平均採取量(m³)	33,238	30,156	30,076	29,577	26,720
	年間採取量(m³)	12,131,933	11,037,133	10,977,650	10,795,683	9,752,656
工業・建築物 ・家庭用等	井戸本数(本)	1,097	1,089	1,072	1,057	1,042
	一日平均採取量(m³)	49,002	48,173	48,108	47,085	45,491
	年間採取量(m³)	17,885,891	17,631,172	17,559,491	17,186,076	16,604,311
合計	井戸本数(本)	2,344	2,316	2,278	2,247	2,216
	一日平均採取量(m³)	321,911	314,564	310,794	307,417	299,935
	年間採取量(m³)	117,497,689	115,130,347	113,439,723	112,207,246	109,476,135

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として白川、緑川等の上流域である水源地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和28年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年2月に策定した。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成19年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約656haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など6町2村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成20年4月1日現在）

○所在地別

所在地	面積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流域別内訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
鹿本郡植木町	1.51		1.51			1.51
菊池郡大津町	320.78	320.78				320.78
下益城郡美里町	19.04		19.04		19.04	
上益城郡山都町	60.62	22.97	37.65		60.62	
御船町	21.96		21.96		21.96	
阿蘇郡西原村	140.45	131.29	9.16	70.99	69.46	
南阿蘇村	48.14	41.20	6.94	48.14		
高森町	43.39	43.39		43.39		
合 計	655.89	559.63	96.26	162.52	171.08	322.29
構成比〔所有形態・流域別〕 (%)		85.3	14.7	24.8	26.1	49.1

○樹種別

分類	樹 種	面積 (ha)	構成比 (%)
針 葉 樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチョウ	359.25	54.8
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	279.67	42.6
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.8
そ の 他	無立木地	5.32	0.8

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成8年度、10年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度・12年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度から15年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成19年度は、402ha・月の水田で湛水が実施され、1,206万㎡のかん養効果があったと推計された。

② 雨水浸透施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、雨水貯留施設やビニールハウス雨水浸透施設に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、計209本の井戸を対象に地下水の環境基準適合状況を調査している。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする定期モニタリング調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

(平成19年度)

有機塩素系化合物	ベンゼン	硝酸性窒素	砒素	ふっ素	ほう素
12本	1本	22本	9本	18本	2本

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川；24地点、海域；6地点）の環境基準適合状況を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、主要地点で年に数回調査を実施しているが、平成19年度は全ての地点で、環境基準を達成していた。生活環境項目は、水域ごとに、河川は6類型、海域は一般項目に関する基準3類型と全窒素、全磷に関する基準4類型が設定されており、環境基準点で環境基準適合状況を評価している。河川、海域ともに水質に大きな変化は見受けられないが、全体的に改善傾向にある。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。

(平成19年度)

河 川 名	測 定 地 点 名	BOD 生物化学的 酸素要求量	DO 溶存酸素	SS 浮遊物質
白 川	吉 原 橋	1.2	9.8	6
堀 川	坪井川合流前	5.8	9.0	8
坪 井 川	堀 川 合 流 前	0.9	9.9	5
	上 代 橋	11	6.7	6
	千 金 甲 橋	5.5	6.4	23
井 芹 川	山 王 橋	1.8	9.5	6
	尾 崎 橋	1.5	9.8	8
天 明 新 川	六 双 橋	1.8	7.7	10

(注) 単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値

③ 化学物質汚染調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成19年度は、公共用水域の水質（10検体）・底質（10検体）、地下水の水質（9検体）及び土壌（10検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

有機塩素化合物による汚染地区13カ所のうち5地区で、「ガス吸引処理方式」「揚水ばっき処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水浄化が実施されている。対策実施後、地下水濃度は急激に減少しているが、なお環境基準を超過している。このほか、東野地区では平成3年度から、田崎地区では平成15年度からガソリン汚染浄化対策を行っている。

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

熊本県が平成17年に「熊本地域硝酸性窒素削減計画」を策定したことを受け、具体的対策を盛り込んだ「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定した。本計画に基づき、窒素負荷量の削減などの発生源対策、窒素流通対策、啓発対策を推進している。

③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている特定事業場に立入調査をし、排水の検査を行っている。排水基準を超過しているときは、改善命令等を行っている。

(平成19年度)

法 令 名	届出事業場数	排水規制事業場数	立入検査事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	811	69	71
熊 本 県 地 下 水 保 全 条 例	99	13	18

(4) 広域的な保全対策

財団法人熊本地下水基金

本市を含む14市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月に(財)熊本地下水基金を設立し、水源涵養林の造成・整備に関する助成及び地下水涵養に関する助成等に取り組んでいる。平成8年度に、水源涵養林として阿蘇郡西原村の山林約34haを取得している。

4 ごみ処理

(1) 概 要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成16年3月にごみ処理基本計画（ごみ減量・リサイクル推進基本計画）を策定した。この基本計画及び毎年定める実施計画に基づき、全市域を対象に一般廃棄物（ごみ）の処理を行っている。

また、環境保全の観点から、「ごみ減量・リサイクル」を推進するため、資源物等再資源化推進事業をはじめ、再生資源集団回収助成事業、生ごみ堆肥化容器購入費助成制度等を実施するとともに、総合的な環境啓発の拠点として、平成9年5月に熊本市リサイクル情報プラザをオープンした。

さらに、平成13年10月から、ごみ処理費用の公平性を高めるとともに、物の長期使用を促しごみの発生を抑制すると同時に市民サービスの向上も図るため、大型ごみ収集を事前申込制（有料・戸別収集）に変更した。そして埋立地の延命化策として、平成14年8月からは不燃性大型ごみからの金属回収を始めた。平成17年9月から破碎・選別機を導入した。また、平成19年4月より、扇田環境センターにおける埋立管理業務を行財政改革推進計画に基づき民間委託を実施し、平成20年3月末に蓮台寺クリーンセンターを廃止した。

(2) 収集及び処理量（廃棄物計画課）

ア 収 集 量

(単位 t)

年度 区分		15	16	17	18	19
直 営	北 クリーンセンター	45,364	44,842	38,925	38,337	37,047
	西 クリーンセンター	53,698	52,990	44,464	44,050	42,849
	東 クリーンセンター	51,660	48,562	49,061	47,938	46,613
	蓮 台 寺 クリーンセンター	4,406	4,533	4,788	4,766	4,199
委 託 収 集		23,177	23,054	36,760	35,687	33,633
許 可 業 者		90,638	87,450	87,539	86,137	84,072
自 己 搬 入		49,501	48,392	41,368	36,292	32,963
計		318,444	309,823	302,919	293,207	281,376
1 日 平 均 排 出 量		872	849	830	803	769
1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (g)		1,324	1,287	1,256	1,215	1,163

イ 処 理 量

(単位 t)

年度 区分		15		16		17		18		19	
		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼 却	西部環境工場	120,896	331	124,097	340	119,018	326	117,009	321	108,583	297
	東部環境工場	160,994	441	153,887	422	154,100	422	150,151	411	149,434	408
埋 立		17,085	47	13,592	37	10,997	30	7,084	19	6,863	19
再 資 源 化		19,469	53	18,247	50	18,804	52	18,975	52	16,507	45
計		318,444	872	309,823	849	302,919	830	293,219	803	281,387	769

(3) 廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一般廃棄物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量20キログラムまでごとに	200円
	大型ごみを市の収集により処分するとき。	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物(第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この項において同じ。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの	焼却施設へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量20キログラムまでごとに	210円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込み量20キログラムまでごとに	200円

(4) 保有車両と人員（廃棄物計画課）

(平20. 4. 1現在)

事業所名	パッカー車	その他の車両	ブルドーザー等	予 備 車	運転士	技師 作業員
北部クリーンセンター	23	2tパワーゲート1		6	24	26
西部クリーンセンター	25	2tパワーゲート1 真空式ごみ収集車2		5	24	25
東部クリーンセンター	25	2tパワーゲート1		5	25	29
東 部 環 境 工 場		3tユニック 1				19
西 部 環 境 工 場	1					18
扇田環境センター			ショベル 1		0	5

(注) 役付職員（主任を除く。）、事務職・啓発係は含まない。

(5) 資源物等再資源化推進事業（廃棄物計画課）

目 的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみの減量、リサイクルの推進、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の向上を図る

収 集 回 数 「資源物」「ペットボトル」収集日、毎月2回 「紙」収集日、毎週水曜日

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の午前8時30分までに、町内のごみステーションへ搬出する

収 集 品 目 空びん、空缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車など

(単位 t)

区分 \ 年度	15	16	17	18	19
収 集 量	24,404	22,316	22,368	21,297	19,536
再 資 源 化 量	19,548	17,632	17,872	17,180	15,479
委 託 料 (千円)	359,641	361,731	358,533	350,233	318,842

(注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額

2. 収集量－再資源化量＝選別残渣

(6) リサイクルの推進（廃棄物指導課）

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。



ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量に応じて1kgあたり4円～6円の助成を行っている。

(平成19年実績)

登録団体 660団体 団体当たりの平均助成額 38,060円(上半期:1月～6月分)
38,825円(下半期:7月～12月分)

助成総額 41,201千円

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

- ・購入代金の2分の1(1基当たり3千円を上限)
- ・1世帯2基まで

(平成19年度実績)

助成対象件数 256件
助成対象基数 417基
助成総額 611千円

[電気式生ごみ処理機]

- ・購入代金の2分の1(1基当たり20千円を上限)
- ・1世帯1基まで

(平成19年度実績)

助成対象件数 344件
助成対象基数 344基
助成総額 6,875千円

ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所在地	戸島町2570番地(東部環境工場内)
建築面積	545㎡
延床面積	1,175㎡
構造	RC造2F(旧東部環境工場管理棟を再利用)
内容	・リサイクル展示(リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介) ・リサイクル品の展示、提供 ・リサイクル体験(紙すき、廃油石けん、ボカシ) ・リサイクル講座の開催 ・図書・資料室 ・リサイクル情報掲示

(7) 路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策関連事業（安全・安心で美しい熊本づくり事業）

本事業は、熊本城築城400年を迎え、観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、路上喫煙やポイ捨て対策について定めた「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」が、熊本市議会議員により平成19年第1回定例会に提案・制定され、同年7月1日から施行されたことに伴うものである。

ア 主な条例の内容

① 路上喫煙の制限

市民等は、次のような場合は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- ・歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき
- ・吸殻入れがない場所や吸殻入れを携帯していないとき

※路上喫煙とは、公共の場所において喫煙すること。また、公共の場所とは、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

② ポイ捨ての禁止

何人もポイ捨てをしてはならない。

※ポイ捨てとは、飲料品・食料品・タバコの容器や包装、食料品の残りがす、タバコの吸い殻などをみだりに投げ捨て、又は散乱させること。

条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域 (路上禁煙区域を除く。)	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000円
ポイ捨て	市内全域 (美化重点推進区域を除く。)	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000円

環
保

イ 路上禁煙区域及び美化重点推進区域

① 路上禁煙区域

市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要がある区域を「路上禁煙区域」として指定する。（喫煙禁止一違反者に罰則あり）

② 美化重点推進区域

市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要な区域を「美化重点推進区域」として指定する。（ポイ捨て禁止一違反者に罰則あり）

③ 路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定及び罰則適用

上通り、下通り、新市街のアーケード内の同一区域を指定（平成19年8月1日指定）

違反者に対し、過料1,000円を科す罰則規定施行（平成20年4月1日適用）

④ 路上喫煙等防止指導員

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例に関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
嘱託員4名（熊本県警察OB）

ウ 事業費

平成19年度予算 24,000千円（内県補助 9,317千円）

平成20年度予算 13,000千円（内国補助 4,900千円）

(8) 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、昭和61年に竣工した西部環境工場（450t／日）と平成6年3月に竣工した東部環境工場（600t／日）の両工場（合計処理能力1,050t／日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計13,500kwの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却している。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウスに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、西部環境工場は、工場設備の老朽化対策と排ガス中のダイオキシン類対策のため平成9年度から平成11年度にかけて基幹的施設整備を行い、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12・13年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成18年度から平成22年度までの計画で基幹的施設整備を進めている。

ア 施設の状況

区 分 \ 名 称	東 部 環 境 工 場	西 部 環 境 工 場
所 在 地	戸島町2570番地	城山薬師2丁目12番1号
敷 地 面 積	75,633㎡（工場敷地約18,000㎡）	30,843㎡
建 設 年 月	平2.12～平6.3	昭58.3～昭61.3
建 設 費	22,505,489千円	9,203,272千円
延 床 面 積	24,010㎡（管理棟を含む）	16,140㎡（管理棟を含む）
焼 却 処 理 能 力	600t／24時間（300t×2基）	450t／24時間（225t×2基）
破 砕 処 理 能 力	30t／5時間	50t／5時間

イ 余熱利用

① 東部環境工場

目 的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発 電 設 備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw
（健康増進施設）

名 称 三山荘

所 在 地 戸島町2573番地

経 営 主 体 熊本市（指定管理者制度を導入し、戸島地域環境保全協議会を指定）

開設年月日 平成2年10月16日

構 造 鉄筋コンクリート＋鉄骨造、和風瓦葺平家建

敷 地 面 積 6,769㎡

建 物 面 積 992.63㎡（浴室、大広間、トレーニング室、和室（茶室含む）、会議室、リラックスルーム）

建 設 費 391,200千円

定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人
 使 用 料 大人（高校生以上）300円 ただし、地元町内会に所属している者は無料
 小人（中学生以下）無料

名 称 東部交流センター
 所 在 地 戸島町2588番地
 経 営 主 体 熊本市（指定管理者制度を導入し、財団法人熊本市社会教育振興事業団を指定）
 開設年月日 平成19年10月10日
 構 造 鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）、平家（一部高屋根）
 敷地面積 約15,890㎡（足湯、健康広場、芝生広場、テニスコートなど）
 建物面積 約1,000㎡（体育館、多目的室、和室、調理室、キッズコーナーなど）
 建設費 445,000千円
 定 員 体育館・集会などで300人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート2面：400㎡）
 多目的室・集会などで200人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：200㎡）
 使 用 料 体育館（全面使用）：午前3,000円 午後・夜間各4,000円
 体育館（バドミントン）：一般460円／面・時間 高校生以下230円／面・時間
 体育館（卓球）：一般220円／面・時間 高校生以下110円／面・時間
 多目的室（全面使用）：午前2,800円 午後・夜間各3,700円
 多目的室（半面使用）：午前1,400円 午後・夜間各1,850円
 調理室：午前1,200円 午後・夜間各1,600円
 和室：午前500円 午後・夜間各700円
 ただし、地元団体の公的行事については、無料。



② 西部環境工場

目 的 ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、
 余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。

発電設備 復水式蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力3,000kw

（ハウス園芸施設への温水供給）

利 用 者 西部環境工場温水利用温室組合、小島上町花き団地

施設面積 （農地面積） 約19,000㎡

加温方式 温水フィンチューブ方式（60℃～80℃）

栽培品目 なす、花き類

温室内容 アクリル温室、ガラス温室

(9) 最終処分場

名 称 扇田環境センター

扇田環境センターは、昭和59年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年から隣接地に新しい最終処分場の建設を行ない、一期工事分として埋立容量605,000m³分を平成15年3月に完成させ、同6月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、覆土による即日セルとサンドイッチ処理を併用した埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

これまで使用した最終処分場(旧処分場)は、ある程度の残余量があるため、環境工場の焼却灰、飛灰処理物のみに限って埋め立てを本年度まで継続する予定である。

所 在 地 熊本市貢町1567番地

総敷地面積 235,700m²

(旧処分場 124,660m²)

埋 立 面 積 約80,000m²

(旧処分場 91,000m²)

埋 立 容 量 約1,500,000m³ (一期工事分 605,000m³)

(旧処分場 1,580,000m³)

供 用 開 始 平成15年6月

(旧処分場 昭和59年4月)

工 事 期 間 平成11年6月～平成15年3月

5 し尿処理（浄化対策課）

（１）概 要

本市のし尿収集（便槽くみ取りと単独処理浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区指定し、全て許可業者（６社１協業組合、車両２４台）が行っている。便槽は原則として各戸毎に月１回くみ取りしており、浄化槽は定期的な清掃、保守点検及び法定検査を行うよう指導している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の収集体制の適正化を目的として、平成１０年度から５ヵ年毎の合理化事業を実施し、計画に基づいた事業の転換と縮小を行っている。

一方、公共用水域の水質保全の一環として、公共下水道認可区域外における小型合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付し、普及促進を図っている。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は市の処理施設で適正に処理をしている。

（２）処理対象人口と収集量

年度			15	16	17	18	19
区分							
総人口（人）			656,969	657,699	658,467	659,329	659,395
内訳	水洗化	公共下水道（人）	509,705	513,532	525,653	532,640	541,097
		浄化槽（人）	128,398	122,283	115,867	110,455	102,721
	くみ取り	（人）	18775	17,802	16,873	16,167	15,517
		自家処理（人）	91	82	74	71	60
収集量	くみ取りし尿収集量（kl）		21,888.3	19,410.1	18,003.5	16,501.1	14,788.7
	浄化槽汚泥収集量（kl）		57,750.1	54,686.0	52,610.5	50,571.8	48,880.3
	収集量合計（kl）		79,638.4	74,096.1	70,614.0	67,072.9	63,669.0

（注）3月31日現在での推計

（３）処 理

（単位 kl）

年度	15	16	17	18	19
区分					
秋津浄化センター	33,123.4	27,158.1	25,125.0	22,806.9	20,431.0
中部浄化センター	46,515.0	46,938.0	45,489.0	44,266.0	43,238.0
計	79,638.4	74,096.1	70,614.0	67,072.9	63,669.0

（４）料 金

人頭制料金 月１回収集のとき……………１人につき３６７．５０円（消費税込）
 人頭制加算料金 月２回以上のときで月１回分に加算……………１人１回につき１８３．７５円（ 〃 ）
 従量制料金 簡易水洗便槽や事業所便槽のとき……………１リットルにつき８．４０円（ 〃 ）
 仮設トイレ料金 収集車派遣１回につき……………２，１００円（ 〃 ）
 加算料金……………１リットルにつき８．４０円（ 〃 ）

（５）処理施設

名称	秋津浄化センター	中部浄化センター（し尿処理関係）
区分		
所在地	秋津３丁目１７番１号	蓮台寺５丁目７番２号
敷地面積	27,191㎡	93,900㎡
建物面積	9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口	175,000人	150,000人
処理能力	90㎡/日（圧送量）	210kl/日
建設年月	1期 昭37.12～39.12 2期 昭43.12～45.3 3期 昭53.1～54.3	1期 昭33.6～34.10 2期 昭37.12～39.3
建設費	1,197,551千円	163,700千円
方式	前処理後、東部浄化センターへ圧送（下水処理）	前処理後、下水処理

(6) 浄化槽の設置状況

(単位 基)

人 槽 型 式		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	2,840	182	159	22	7	3	3,213
	全 ば っ 気 型	1,267	69	113	32	3		1,484
	分 離 ば っ 気 型	2,865	88	214	23			3,190
	接 触 ば っ 気 型	6,262	550	637	19	4	1	7,473
	計	13,234	889	1,123	96	14	4	15,360
合 併 処 理 槽		4,840	131	169	97	93	72	5,402
合 計		18,074	1,020	1,292	193	107	76	20,762

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	15	16	17	18	19
補 助 対 象 基 数 (基)	229	268	229	158	172
補 助 対 象 人 槽 (人槽)	1,466	1,718	1,444	981	1,053
補 助 金 の 額 (千円)	91,041	106,092	89,946	62,394	73,617

(8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進めた。美粧化トイレの建設は各所管課が担当し、維持管理は16カ所を一元化して浄化対策課が行っている。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	花園4丁目14-1地先 (本妙寺駐車場横)	平元. 3	観光政策課
高 麗 門 手 洗 所	新町4丁目9-1 (高麗門踏切横)	平元. 3	浄化対策課
上 江 津 湖 畔 トイレ	神水本町16-11 (江津湖)	平元. 3	公園課
一 夜 塘 手 洗 所	子飼本町2-8 (一夜塘公園内)	平元. 3	〃
武 蔵 塚 手 洗 所	龍田弓削1丁目3-1 (武蔵塚公園内)	平元. 9	〃
花 畑 パークトイレ	花畑町6 (花畑公園内)	平元. 10	〃
立 田 山 配 水 池 前 手 洗 所	黒髪4丁目742 (水道局配水池前)	平2. 3	浄化対策課
林 霧 庵	黒髪4丁目610 (立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	公園課
八 景 水 谷 パークトイレ	八景水谷1丁目7 (八景水谷公園内)	平3. 3	〃
白 川 パークトイレ	草葉町5-1 (白川公園内)	平3. 3	〃
岩 戸 の 里 公 園 手 洗 所	松尾町平山415-28 (岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊 本 県
学 園 通 り トイレ	大江2丁目1 (渡鹿交差点横)	平5. 3	浄化対策課
辛 島 パークトイレ	辛島町1 (辛島公園内)	平5. 9	公園課
古 城 堀 端 手 洗 所	古城町 (古城堀端公園内)	平5. 9	熊本城総合事務所
金 峰 山 さるすべり公衆トイレ	河内町岳	平6. 3	観光政策課
金 峰 山 頂 上 トイレ	河内町岳1881	平8. 10	熊 本 県

6 環境総合研究所

(1) 概 要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。

所在地 画図町大字所島404番地1

構 造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033㎡

建物面積 本体3,999㎡

竣 工 平成7年5月29日

建設費 2,655,830千円

人 員 23人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査
および調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

環境調査関係業務

調査区分			年度		17		18		19		備 考	
			検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数				
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質	132	708	168	744	155	723	ベンゼン、アルデヒド、金属等			
		大 気 汚 染 物 質	174	174	181	181	181	181	窒素酸化物等			
		そ の 他	1,044	1,565	61	490	54	548	酸性雨、アスベスト等			
		小 計	1,350	2,44	410	1,415	390	1,452				
	水質汚濁	河川水	一般項目	336	1,824	297	1,883	216	1,543	p H、BOD等		
			健康項目	15	431	19	253	22	457	水銀、鉛、シアン等		
			環境ホルモン	20	340	20	340	20	350	ビスフェノールA、可塑剤等		
		工場・事業所排水	73	478	71	477	77	475	BOD、水銀、鉛等			
		そ の 他	39	243	17	178	26	149	海水、へい死魚調査等			
		小 計	483	3,316	424	3,131	361	2,974				
		悪 臭 物 質	0	0	0	0	0	0	アンモニア、硫化物			
		廃 棄 物 関 係	30	420	29	601	30	618	廃棄物埋立地関係			
		精 度 管 理	3	10	2	6	1	1	環境省の精度管理			
	そ の 他	7	32	7	69	2	2	火災原因調査、土壌環境調査等				
	一般依頼検査		90	90	35	35	14	14	アスベスト			
	合 計		1,963	6,315	907	5,257	798	5,061				

環
保

地下水関係業務

調査区分		年 度	17		18		19	
			検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	定 点 監 視 調 査		128	5,464	287	7,535	286	9,782
	汚 染 防 止 関 係 調 査		79	435	75	283	73	385
	浄 化 促 進 事 業		107	2,114	43	903	40	840
	地下水質モニタリング		293	6,801	121	3,834	231	3,651
	そ の 他		29	1,126	21	141	18	384
合 計			636	15,940	547	12,696	648	15,042

衛生科学関係業務

検査区分		年 度	17		18		19	
			検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	食 品 試 験		149	2,780	256	8,072	357	11,254
	飲料水、浴場水等の水質試験		643	3,478	506	2,610	477	2,331
	容器包装、おもちゃ等の試験		4	10	4	10	5	13
	家 庭 用 品 試 験		53	53	50	50	50	50
	そ の 他		0	0	0	0	7	551
合 計			849	6,321	816	10,742	896	14,199

微生物関係業務

検査区分		年 度	17		18		19	
			検 体 数	項 目 数	検 体 数	検 体 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	食 品		298	877	299	850	290	842
	環 境 (浴槽水・プール水等)		635	1,095	540	899	510	774
	食中毒 (便・吐物等)		392	5,575	408	6,778	464	6,585
	感染症 (O157等、発生動向調査)		138	350	170	354	149	341
	合 計		1,463	7,897	1,417	8,881	1,413	8,542

環境学習業務

(平成19年度)

事 業 名		内 容	期 日	参加人数
研究所主催事業	夏休み子ども環境教室	水質調査、ソーラー電池の性質、顕微鏡観察など5種類の学習内容	夏休み期間中 20日間	494人
	ジュニア環境科学セミナー	水生生物を使った水環境調査、燃料電池にチャレンジ	7月21,28日 (2日間)	31人
	親子環境探検隊	第1回:干潟の観察会等(上天草市)、第2回:天然水の森観察(西原村)、第3回:里山の自然学習(立田山)	年3回 (6,11,3月)	151人
	春休み子ども環境教室	二酸化炭素・紫外線の実験、酸性雨の調査など5種類	春休み期間中 5日間	84人
	科学体感フェア	研究所を開放し、業務に関連する実験などを体験させる。	11月25日	435人
	親子エコスクール	紙すき、牛乳パック工作、草木染め、太陽の恵み、廃油、キャンドルづくりなど	年4回 (5,9,1,2月)	155人
	環境学習指導者研修会	小中学校の先生を対象に研修会を開催する。	8月20,22,23日 (3日間)	41人
学習会等の支援事業		学校や諸団体等の依頼により、学習会実施を支援する。	随時	2018人

経 済

- 1 経 済 振 興 255
- 2 観 光 政 策 276
- 3 動 植 物 園 281
- 4 熊 本 城 283
- 5 競 輪 事 業 289
- 6 農 林 水 産 業 291
- 7 食 肉 セ ン タ ー 303
- 8 農 業 委 員 会 305

1 経 済 振 興

(1) 概 況 (産業政策課)

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口67万人、広域都市圏人口約100万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみると、卸・小売・飲食店、サービス、運輸・通信などの第3次産業が約9割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえる。一方、第1次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第2次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、ハイテク産業、バイオ産業の集積もみられる。

このように、地方の中核的な都市として発展を遂げてきたが、今日の本市経済は、急速に進展するグローバル化、少子高齢化や地方分権時代の本格化に加え、平成23年の九州新幹線鹿児島ルートの特急全線開業に伴う都市間競争の激化への対応、さらには近隣市町村との合併に伴う政令指定都市移行など、多くの課題を抱えている。

このような中、本市は、資金や技術支援・人材育成・経営指導など地場企業に対する支援を更に充実させ、また、雇用創出効果の高い域外からの企業立地の立地を促進するとともに、情報通信、健康福祉、環境、バイオテクノロジー、新製造技術など新産業分野の開拓や新規創業の支援に積極的に取り組んでいる。

さらに、本市経済を支えている商業やサービス業振興のために、商店街の集客力向上の取り組みを支援しており、中でも、KUMAMOTOブランド発信の核となる中心市街地については、熊本商工会議所や地元商店街と連携し、賑わい創出とさらなる魅力づくりに努めている。

一方、経済のグローバル化への対応として、地場企業の海外進出や貿易を促進し、販路拡大、競争力の強化を図るとともに、熊本港のポートセールス活動を行っている。

このような、地場企業への支援策や地域経済の活性化策の実施を通して、「魅力と活力あふれる産業・経済の振興」を目指し、ひいては、市民の就業機会の拡充と所得の向上に努める。



(2) 産業政策

ア 創業支援 (経営支援課・産業政策課)

中小企業者や創業を志す市民が、経営革新・経営改善・創業を円滑かつ効率的に達成するために必要な専門的助言、資金、情報を提供するため、経営または融資に関する相談窓口、交流の場、情報提供などの機能を備えた「中小企業経営サポートプラザ」を運営している。

また、起業家の裾野を拡大するため、新規創業を目指す大学生・大学院生・社会人を対象に、経営に必要な基礎的知識・技能を学ぶ「起業家育成塾」を熊本学園大学と共催で開催している。

さらに、くまもと大学連携インキュベータ (大学連携型起業家育成施設) において、ライフサイエンス (生命科学) 分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、中小企業基盤整備機構が運営主体となり、熊本県から派遣スタッフによるソフト支援 (経営ノウハウ、販路開拓支援等)、熊本市からオフィス・研究室の賃料補助を実施している。

イ 企業立地促進事業（産業政策課）

本市産業を活性化し、ひいては雇用機会を拡大し、市民所得の向上を図るため、平成11年4月施行の「熊本市企業立地促進条例」等に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図る。

特に、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルートの特設開業及び近隣市町村との合併による政令指定都市への移行を見据え、厳しい都市間競争に対応し、本市の拠点性の向上を図るために、IT産業やコールセンター等の都市型産業や支店・支社・営業所等の中心市街地への立地及び製造業の集積を促進する。

具体的には、企業立地促進条例及び中心市街地オフィス等立地促進補助要綱を活用し、製造業からオフィスまで企業立地をより一層積極的に推進する。このうち企業立地促進条例については、製造業の立地促進を図るために平成20年3月に大幅に拡充したところである。また、企業の地方進出に関する情報の収集及び本市優遇制度の情報発信体制の整備や、首都圏の企業を対象とした企業説明会を開催するなど、企業立地推進体制を強化する。

ウ フードパル熊本（産業政策課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の5つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、組合の共同事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

位置：貢町、和泉町地区 規模：25.7ha 企業用地：13.1ha 組合共同用地：1.0ha
公共施設：5.0ha 公益的施設：6.6ha

熊本市食品交流会館（産業政策課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地	貢町松の本581番地2								
敷地面積	13,816.80㎡								
駐車場面積	19,577.39㎡								
建物面積	2,280.85㎡								
開設年月日	平成9年11月1日								
建設費	999,038千円								
主な設備	多目的ホール、第1会議室、第2会議室、パーティールームA・B、イベント広場等								
管理運営	株式会社フードパル企画へ委託（指定管理者）								

施設利用状況

施設名	17			18			19		
	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)
第1会議室	446	18,524	69.4	593	21,867	81.7	550	23,110	76.9
第2会議室	279	3,983	52.4	325	3,605	61.3	357	4,012	64.9
パーティールーム	324	14,797	46.6	454	14,755	56.6	379	11,818	47.3
イベント広場	15	25,564	4.6	17	11,262	5.3	29	10,360	8.9
多目的ホール	335	12,500	48.8	341	128,563	53.4	308	91,881	40.3

エ 海外経済交流の推進（産業政策課）

貿易相談をはじめ海外情報の収集、提供等を行う貿易関係団体との連携を通して、地場企業の国際化を推進している。

平成19年度より、急速な拡大を続けるアジア・中国市場をターゲットに、その入り口を香港と位置づけ、香港で開催される国際食品見本市（Food Expo2008）への出展や現地企業との商談を通じ、本市企業の販路拡大、競争力強化を目指している。

さらに、熊本港利用促進のため、船会社や荷主企業への訪問等によるコンテナ定期航路の利用促進等のポートセールスを展開している。

（３）商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商業労政課）

中心商店街の活性化については、平成19年5月28日内閣総理大臣より認定を受けた新中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 流通機能の強化（商業労政課）

九州の中央に位置するという地理的特性を活かし、流通団地など既存の流通拠点施設の充実を図る。

九州新幹線鹿児島ルートの特快列車の全線開業を2年後にひかえ、また、高速道路網など広域交通ネットワークの整備とともに流通のグローバル化と大型量販店の拡大による工場から直接小売へと流通の変化などを視野に入れながら広域流通拠点都市としての機能強化を進めている。

ウ 工業の生産性向上（産業政策課）

新規性・独自性の強い付加価値のある製品の創出を促すために、大学等における研究シーズと企業ニーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援する。

また、販路拡大の支援として、中小製造業者等が行う見本市出展への助成などを行い、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図る。

さらに、技術移転や技術革新などを促進するとともに、その中核的支援機関であるくまもとテクノ産業財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組む。

エ 人材の確保・育成（商業労政課・経営支援課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保に務める。

また、企業の資産である人材の育成を支援するため、経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修や講演会等を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業者を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

研修種別	16		17		18		19	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
経営研修（セミナー等）	15件	364人	17件	396人	14件	336人	15件	378人
パソコン・ワープロ研修	18	200	19	209	19	195	19	227
経営講演会等	2	436	2	386	1	101	1	65
合計	35	1,000	38	991	34	632	35	670

オ 共同化への支援（商業労政課）

関係団体との緊密な連携のもと、共同化の促進や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業への取り組みに対する支援を実施している。

カ 熊本流通業務団地（商業労政課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約100社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの㈱熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、ニューメディアを駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称 熊本流通業務団地造成事業

事業主体 熊本市

位置 近見・田迎・御幸地区

(昭和62年1月町界・町名を流通団地1丁目・2丁目に変更)

規模 52.9ha

{ 卸・運輸・倉庫施設 29.9ha
 公益施設 0.5
 公共施設 22.5

キ 熊本市流通情報会館（商業労政課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、(1)熊本地域の産業情報化の核、(2)中小企業の人材育成の場、(3)商品流通情報の交流の場、(4)熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設、(5)企業経営の情報サロンとしての5つの機能を有した総合施設である。なお、当会館は平成17年4月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所在地 流通団地1丁目24番地

設置主体 熊本市

敷地面積 5,000㎡

延床面積 6,943㎡

構造 事務棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階建

展示棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上1階建

建設費 1,871,900千円

工期 昭和63年3月～平成元年3月

開館 平成元年4月26日

主要施設

(事務棟) 6階 情報提供コーナー（経営支援課）

パソコン研修室、第4研修室、第5研修室、ラウンジ

5階 第1～3研修室

4階 熊本市流通情報センター

3階 熊本市流通情報センター

2階 熊本流通団地協同組合、レストラン（梵我）

1階 会館事務室、常設展示コーナー、銀行のATMコーナー

(展示棟) 1階 展示場（1,088㎡、高さ5.5～7.2m、床荷重1t/㎡）

地下 駐車場

会館利用状況

区分 年度	研修室						展示場
	第1研修室	第2研修室	第3研修室	第4研修室	第5研修室	パソコン研修室	
17	396件	455	478	385	487	115	133
	32,448人	20,522	9,387	4,947	8,616	1,635	53,577
18	484件	546	438	382	482	128	112
	35,901人	23,515	8,480	5,146	9,630	2,475	56,285
19	395件	492	490	365	470	95	119
	30,839人	22,544	9,225	5,022	9,701	1,301	47,750

(4) 雇用対策（商業労政課）

ア 雇用の安定と確保

求職者の就業支援及び求人対策

- ・若年者に対する企業ガイダンスやセミナー、中高年齢を対象とした再就職支援セミナー、一般求職者に対する就職相談等を実施し、求職者の就業を支援する。
- ・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・熊本雇用対策協議会、熊本市産業開発求人対策協議会を支援し、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図る。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターや熊本職業訓練短期大学校で職業訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・熊本市認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

エ 協議会及び施設一覧

熊本市産業開発求人対策協議会

設 立 昭和39年4月

目 的 市内中小企業者が団結し、若年技能労働力を確保するため求人活動を展開し、もって本市産業の発展を促進する。

組 織 建設業種9団体により組織

活動状況 県内各職業安定所及び高等学校を訪問し、参加企業の各職種PR活動並びに求人状況、就職者の近況等説明、就職後は「熊本市認定職業訓練校」及び「熊本職業訓練短期大学校」に入校、職業訓練を実施し、技能のレベルアップを図る等、労働条件の向上、定着を組織的に推進している。

熊本雇用対策協議会

設 立 昭和44年3月

目 的 職業安定機関と緊密な連絡を保ち、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

組 織

普通会員 この会の趣旨に賛同して加入申し込みのあった熊本公共職業安定所管内に所在する事業所及び業種別団体

特別会員 熊本市並びに熊本商工会議所・熊本県中小企業団体中央会

活動状況 人材の確保・育成

勤労者の定着及び福祉の向上

職業安定機関との連絡の強化

熊本市雇用開発協議会

地域住民の雇用の安定と就労機会の拡充に努め、もって生活の安定と向上を図ることを目的として、平成5年に発足したが、平成13年3月をもって「地対財特法」の失効により、平成14年4月より協議会の目的を「就労の機会が阻害され、日常生活に支障をきたしている市民の雇用の安定と就労機会の拡充に努めること」に改め、行政関連事業の受託などの諸活動を行っている。

就労者数 事務局職員3人、会員53人（平成20年4月現在）

主な事業 ・自転車駐車場（辛島公園地下・武蔵塚駅前・健軍）整理業務・食肉センターと畜解体業務他

熊本市事業内高等職業訓練校

管理運営 職業訓練法人 熊本市職業訓練協会（指定管理者）

所在地 南熊本3丁目8番16号

敷地面積 2,362㎡

（第2校舎）

（本館第1期工事）

（本館第2期工事）

建設年月 昭和40年5月

昭和45年4月

昭和49年3月

延床面積 464.40㎡

720.52㎡

290.94㎡

構 造 軽量鉄骨2階建

鉄筋コンクリート2階建

鉄骨耐火造

訓練生数 46人（平成20年4月現在）

熊本市職業訓練センター

事業所の従業員研修、技能レベルの向上（普通訓練）、及び各種の労務相談など、広範囲な技能訓練、情報交換の場として雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）によって設置された施設である。

その中核として、高卒者及び高等職業訓練修了者を対象に、より高度な知識と技能を合わせもつ実践技能者を養成する職業訓練短期大学校を、認定職業訓練校としては全国で初の試みとして昭和54年4月開校した。

また、時代の要請に応えるため、求職者や失業者の再就職のための職業訓練やOA機器化に対応したパソコン講座等幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター

所 在 地 花園7丁目19番10号

構 造 本 館 鉄筋コンクリート2階建

実習棟 鉄骨造平家建

敷地面積 11,362.26㎡

延床面積 2,660㎡ (本館1,093㎡、実習棟1,567㎡)

事業内容 (19年度)

・職業訓練短期大学校	居住システム系建築科	20人	
・職業訓練センター	普通訓練	49コース	9,322人
	能力開発訓練	14コース	4,945人
	情報処理訓練	50コース	4,591人
	自主講座	8コース	1,548人

熊本市技能向上訓練実習場 (職業訓練センター内に建設)

設置主体 熊本市

管理運営 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター (指定管理者)

所在地 花園7丁目19番20号

構 造 鉄骨造平家建

延床面積 300㎡

熊本市勤労者福祉センター

勤労者並びに市民のみなさんの雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談、就職情報の提供等を行うとともに、心身の健康保持、体力の増強及び教養、文化等のためのサービスを提供する。

名 称 熊本市勤労者福祉センター

設置主体 熊本市

管理運営 (財) 熊本市勤労者福祉センター (指定管理者)

所在地 黒髪3丁目3番12号

敷地面積 2,436.42㎡

延床面積 1,422.37㎡

施設概要 1階 体育室・ホール・講習室 職業相談室・更衣室・シャワー室
2階 和室 (2部屋)・研修室・大会議室

利用状況 80,679人 (平成19年度)

熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター

個々の企業のみでは実施困難な従業員に対しての各種祝金等の給付事業、レジャー、物品購入資金等の貸付事業及び各種レクリエーション等の福利厚生事業を実施することにより、中小企業の従業員の福祉の向上を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的とする。

発 足 平成11年4月1日 (昭和49年6月1日発足の熊本市中小企業勤労者福祉共済制度を移行)

管理運営 (財) 熊本市勤労者福祉センター

共済掛金 1人月額 300円 (昭56.4.1より)

加入者数 2,022事業所、被共済者数22,887人 (平20.4.1現在)

給付事業 5,278件 39,134千円

(5) 中小企業経営の基盤強化（経営支援課）

ア 中小企業の経営力の強化

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

イ 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名	17		18		19	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円
小口資金融資	1,183	4,561,270	1,491	6,213,120	928	4,427,530
経営向上小口資金融資	0	0	0	0	699	2,564,370
無担保無保証人融資	17	56,000	13	25,050	2	5,400
経営安定資金融資	42	537,100	59	739,700	107	1,502,400
起業化支援資金融資	39	157,100	66	266,500	60	294,800
特別短期資金融資	5	8,500	3	4,200	5	8,000
中元・年末資金融資	24	76,200	29	99,300	18	63,900
経営安定特例資金融資	13	105,000	34	238,500	27	181,000
経済環境変動対策資金融資	55	361,900	258	2,297,950	315	2,971,300
公害防止施設資金融資	0	0	1	8,000	0	0
地下水使用合理化設備資金融資	0	0	0	0	0	0
高度化資金融資	0	0	0	0	0	0
計	1,378	5,863,070	1,954	9,892,320	2,161	12,018,700

(6) 中小企業への各種助成（商業労政課）

ア 中小企業振興助成

助成の種類	助成対象	助成措置
事業助成金	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
利子補助金	創業及び経営基盤の強化に必要な設備	政府系金融機関からの融資残額の100分の2以内 3カ年間
融資のあっせん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便宜の供与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区 分 \ 年 度		15	16	17	18	19
設立運営費	件 数	2	2	2	2	0
	金 額（千円）	200	200	200	200	0
高度化施設	件 数	2	0	3	1	0
	金 額（千円）	10,478	0	28,197	30,000	0
利子補助金	件 数	2	1	1	1	1
	金 額（千円）	121	363	312	363	192

イ 商店街共同施設助成

対象施設（街路灯、アーケード、共同駐車場等）総工費（50万円以上）の30%とし、1,500万円を限度とする。

助成状況

年 度	15	16	17	18	19
件 数	4	2	0	2	2
金 額（千円）	17,723	4,569	0	2,336	5,404

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	15	16	17	18	19
件 数	67	67	65	66	64
金 額（千円）	6,589	6,657	6,484	6,524	6,775

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	15	16	17	18	19
件 数	36件（61団体）	37件（63団体）	31件（61団体）	30件（64団体）	32件（53団体）
金 額（千円）	32,956	26,548	29,331	30,778	27,648

(7) 中小企業金融対策（経営支援課）

ア 中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)		小口資金融資 (昭 38. 8. 7)	経営向上小口資金融資 (平 19. 10. 1)
目 的		市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下であること	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内であること
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000万円以内	1,000万円以内
融資期間及び利率		30ヶ月：年2.20% 45ヶ月：年2.30% 60ヶ月：年2.40%	3年以内：年2.00% 4年以内：年2.10% 5年以内：年2.20%
据 置 期 間		6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.45%～1.25% 保証料補給：1/2 又は 152,000 円のいずれか低い額	年0.50%～2.20% 保証料補給：1/2 又は 152,000 円のいずれか低い額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	一括又は分割返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	443,250（出捐金）	625,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	11,081,250	1,875,000
	預 託 機 関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		無担保無保証人資金融資 (昭 46. 5. 1)	経営安定資金融資 (昭 43. 4. 1)
目 的		市内小規模事業者の無担保無保証人による円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者※法人は利用できません ・従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）であること ・市県民税の所得割の課税があること	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000万円以内	事業者：3,000万円以内 組 合：4,000万円以内
融資期間及び利率		36ヶ月：年2.00% 60ヶ月：年2.20%	3年以内：年2.30% 5年以内：年2.40% 7年以内：年2.50%
据 置 期 間		無	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.75% 保証料補給：1/2	年0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		不要	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	13,000（出捐金）	605,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	325,000	1,815,000
	預 託 機 関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		起業化支援資金融資 (平 12.4.1)	特別短期資金融資 (昭 48.4.1)
目 的		創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		- 新規開業（全体事業費の20%以上の自己資金が必要）（開業後1年未満の者を含む） ① 市内に1年以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者） ② 市内に3ヵ月以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） - 転業・多角化 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を3年以上継続して営んでいる者 - 転業・多角化前であること	市内に6ヶ月以上居住し、かつ同一事業を6ヶ月以上経営している中小企業者
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		新規開業①、転業・多角化：1,000万円以内 新規開業②：500万円以内	200万円以内
融資期間及び利率		新規開業 7年以内：年2.00% 転業・多角化 7年以内：年2.20%	1年以内：年2.35%
据 置 期 間		1年以内	2ヶ月以内
保 証 料 率		新規開業：年0.70% 転業・多角化：年0.25%～1.70% 保証料補給：1/2又は222,000円のいずれか低い額	年0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	170,000	10,000
	協調倍率（倍）	3	2
	融資枠（千円）	510,000	20,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		中元年末資金融資 (昭 28. 6. 1)	経営安定特例資金融資 (昭 55. 4. 15)
目 的		市内中小企業者の中元・年末時期に必要となる短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6ヶ月以上) 営んでいる中小企業者 ①大規模小売店(床面積1,000㎡以上)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの ⑤熊本駅西土地地区画整理事業施行に伴い、経営の安定に支障を生じている者であって、市長が特に必要と認めたもの。
使 途		運転資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融 資 限 度 額		500 万円以内	1,500 万円以内
融資期間及び利率		6ヶ月以内：年2.30%以内 (保証付の場合：年2.15%以内)	7年以内：年2.20% 〔⑤7年以内：年2.20%、10年以内：年2.70%〕 〔利子補給：全額〕
据 置 期 間		無	1年以内(⑤は2年以内)
保 証 料 率		保証付の場合は 年0.45%～1.90%	年0.25%～1.70% (⑤は保証料補給：全額)
連 帯 保 証 人		取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		取扱金融機関の定めるところとする	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課 (⑤は取扱金融機関のみ)
取 扱 金 融 機 関		熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 九州幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	135,000	167,000
	協調倍率(倍)	3	3
	融資枠(千円)	405,000	501,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経済環境変動対策資金融資 (昭 62. 6. 1)	公害防止施設資金融資 (昭 46. 11. 1)
目 的		経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る
対 象		・ 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・ 申込み時点の直近2期(年)の売上高について、前期(年)の売上高が前々期(年)の売上高に比べ5%以上減少、または申込み以前1年以内のいずれかの連続した3ヶ月の平均売上高が前年同期の平均売上高に比べ5%以上減少している者 (平成21年3月31日融資実行分まで)	・ 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・ 公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設
使 途		運転資金	設備資金
融 資 限 度 額		1,500万円以内(平成21年3月31日融資実行分まで)	800万円以内
融資期間及び利率		7年以内：年1.95%	7年以内：年2.40% 利子補給：全額
据 置 期 間		6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.25%～1.70%	年0.69% 保証料補給：全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	1,561,000	20,000
	協調倍率(倍)	3	2
	融資枠(千円)	4,683,000	40,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		地下水使用合理化設備資金融資 (平 3. 4. 1)	高度化資金融資 (昭 44. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・ 市内に 1 年以上居住しかつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・ 地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設、設備	・ 事業協同組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合等、及びその組合員
使 途		設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1, 000 万円以内	1 組 合 : 8, 000 万円以内 1 組 合 員 : 2, 000 万円以内
融資期間及び利率		3 年以内 : 年 2. 20% 5 年以内 : 年 2. 30% 7 年以内 : 年 2. 40% 利子補給 : 全額	8 年以内 : 年 2. 60%
据 置 期 間		6 ヶ月以内	無
保 証 料 率		年 0. 25%~1. 70% 保証料補給 : 全額又は 443, 000 円のいずれか低い額	保証付の場合は 年 0. 45%~1. 90%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	取扱金融機関の定めるところとする
返 済 方 法		元金均等月賦返済	取扱金融機関の定めるところとする
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 経営支援課	取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行	商工組合中央金庫 肥後銀行 熊本ファミリー銀行
市 預 託 条 件	融資原資 (千円)	10, 000	40, 000
	協調倍率 (倍)	3	4
	融資枠 (千円)	30, 000	160, 000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

※ 公衆浴場営業者、伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取り組む中小企業者に対する利子補給制度有り

(8) 産業文化会館（産業文化会館）

熊本市産業文化会館は、産業の振興や市民生活向上、文化の振興などを目的として設立。

所在地 花畑町7番10号

設置主体 熊本市

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階地下1階

敷地面積 2,214㎡

建物面積 延床面積 11,849㎡（うち駐車場429㎡）

建設費 総事業費 2,650,000千円

開館 昭和56年3月15日

主な施設

7F 大ホール（固定席700名）（休止）

6F 会議室（研修室） 7室（休止）

5F 熊本市消費者センター、日本司法支援センター、熊本県弁護士会

4F 熊本市経営支援課、中小企業経営サポートプラザ、日本貿易振興機構（JETRO）熊本貿易情報センター、
（社）熊本県貿易協会、（社）熊本産業貿易振興協会、経済懇話室

3F 小ホール（休止）、熊本県物産館、（社）熊本県物産振興協会、会館管理室

2F （財）熊本国際観光コンベンション協会、店舗（産業文化会館出店者協同組合）

1F 熊本市市民サービスコーナー、熊本市市民活動支援センター、店舗（産業文化会館出店者協同組合）

B F

会館利用状況

区分 年度	大ホール							小ホール							会議室 （研修室） 6室	総合 展示場
	集式 会 大会典	音楽会・ 演奏会	歌謡シ ョー・浪 曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講演・ 講習会	そ の 他	集式 会 大会典	研 修 会 ・ 講 習 会 ・ 会 議	音 楽 会	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	展 示 会	そ の 他	計	
15	143	60	17	37	16	24	297	10	249	2	5	25	3	32	324	2,741
16	150	88	15	50	32	55	390	15	292	5	2	26	0	1	341	423
17	196	90	5	69	12	27	399	8	324	4	2	27	5	13	383	383
18	200	89	19	70	23	17	418	12	295	3	3	45	2	13	373	203
19	211	70	15	63	27	15	401	18	293	5	3	46	5	5	375	208

利用者状況

区分 年度	大 ホ ー ル					小 ホ ー ル				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計
15	27	2	260	8	297	2	4	317	0	323
16	41	5	334	10	390	0	1	339	1	341
17	39	5	346	9	399	0	4	379	0	383
18	39	5	364	10	418	1	4	367	1	373
19	98	27	154	4	283	5	20	33	10	68

(9) 経済統計

ア 産業別市内総生産（産業政策課）

(単位 百万円、%)

項 目			実 数			構 成 比			対前年度比	
			15年度	16年度	17年度	15年度	16年度	17年度	16年度	17年度
産	第1次産業	農 業	16,628	13,929	13,586	0.8	0.7	0.7	▲16.2	▲2.5
		林 業	251	231	196	0.0	0.0	0.0	▲8.0	▲15.1
		水 産 業	2,210	2,203	2,972	0.1	0.1	0.1	▲0.3	34.9
		小 計	19,090	16,363	16,754	0.9	0.8	0.8	▲14.3	2.4
業	第2次産業	鉱 業	43	31	45	0.0	0.0	0.0	▲26.8	41.9
		製 造 業	137,755	142,128	143,735	6.7	6.9	6.9	3.2	1.1
		建 設 業	82,667	83,281	76,937	4.0	4.1	3.7	0.7	▲7.6
		小 計	220,465	225,440	220,717	10.1	10.4	10.1	2.3	▲2.1
業	第3次産業	電気・ガス・水道業	38,839	37,432	34,373	1.9	1.8	1.7	▲3.6	▲8.2
		卸 売 ・ 小 売 業	344,063	346,694	348,417	16.8	16.9	16.7	0.8	0.5
		金 融 ・ 保 険 業	162,419	134,924	161,878	7.9	6.6	7.8	▲16.9	20.0
		不 動 産 業	253,817	254,814	256,285	12.4	12.4	12.3	0.4	0.6
		運 輸 ・ 通 信 業	138,534	134,776	135,698	6.8	6.6	6.5	▲2.7	0.7
		サ ー ビ ス 業	606,927	600,261	606,285	29.6	29.2	29.1	▲1.1	1.0
		政府サービス生産者	336,953	351,619	351,135	16.5	17.1	16.9	4.4	▲0.1
		対家計民間非営利サービス生産者	60,614	62,105	63,625	3.0	3.0	3.1	2.5	2.4
		小 計	1,942,166	1,922,625	1,957,696	89.0	88.8	89.2	▲1.0	1.8
合 計		2,181,721	2,164,428	2,195,167	106.6	105.4	105.4	▲0.8	1.4	
(控 除) 帰 属 利 子 等		134,218	111,280	112,348	6.6	5.4	5.4	▲17.1	1.0	
市内総生産 (市場価格表示)		2,047,503	2,053,147	2,082,819	100.0	100.0	100.0	0.3	1.4	

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

(資料) 熊本県統計協会「平成17年度市町村民所得推計報告書」

イ 産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（全事業所）（産業政策課）（平成18年事業所・企業統計調査結果）

産 業 大 分 類	平成 8 年		平成 1 3 年		平成 1 8 年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全 産 業	33,323	331,446	30,642	311,671	28,341	300,916
農 業	41	710	30	744	29	642
林 業	33,282	330,736	30,612	310,927	28,312	300,274
漁 業	7	62	6	19	4	27
建設業	2,896	29,973	2,631	24,700	2,310	20,938
製造業	1,343	26,468	1,132	22,054	953	17,283
電気・ガス・熱供給・水道業	18	1,368	22	1,615	22	1,572
情報・通信業	224	7,501	316	8,947	304	7,288
運輸業	734	14,299	628	11,007	557	10,687
卸売・小売業	11,147	87,905	9,917	81,888	8,780	74,787
金融業	777	17,550	701	12,163	596	10,177
不動産業	1,667	5,047	1,581	4,900	1,531	4,769
飲食店・宿泊業	4,554	27,278	3,991	26,642	3,602	26,431
医療・福祉・娯楽・教育・文化・スポーツ・その他	1,503	29,784	1,634	33,648	1,837	38,656
学 習	1,230	15,645	1,159	15,833	1,159	17,461
サ ー ビ ス	281	3,656	275	3,772	245	5,151
複 合	6,753	47,840	6,496	46,424	6,298	48,058
公 共	148	16,360	123	17,315	114	16,989
構 成 比	100.0	100	100	100	100	100
非 農 業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	8.7	9.1	8.6	7.9	8.2	7.0
製造業	4.0	8.0	3.7	7.1	3.4	5.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.4	0.1	0.5	0.1	0.5
情報・通信業	0.7	2.3	1.0	2.9	1.1	2.4
運輸業	2.2	4.3	2.1	3.5	2.0	3.6
卸売・小売業	33.5	26.6	32.4	26.3	31.0	24.9
金融業	2.3	5.3	2.3	3.9	2.1	3.4
不動産業	5.0	1.5	5.2	1.6	5.4	1.6
飲食店・宿泊業	13.7	8.2	13.0	8.6	12.7	8.8
医療・福祉・娯楽・教育・文化・スポーツ・その他	4.5	9.0	5.3	10.8	6.5	12.9
学 習	3.7	4.7	3.8	5.1	4.1	5.8
サ ー ビ ス	0.8	1.1	0.9	1.2	0.9	1.7
複 合	20.3	14.5	21.2	14.9	22.2	16.0
公 共	0.4	4.9	0.4	5.6	0.4	5.7
対 前 回 増 減 数						
全 産 業			△ 2,681	△ 20,260	△ 2,301	△ 10,763
農 業			△ 11	34	△ 1	△ 102
林 業			△ 2,670	△ 20,294	△ 2,300	△ 10,661
漁 業			△ 1	△ 43	△ 2	8
建設業			△ 265	△ 5,273	△ 321	△ 3,762
製造業			△ 211	△ 4,414	△ 179	△ 4,771
電気・ガス・熱供給・水道業			4	247	0	△ 43
情報・通信業			92	1,146	△ 12	△ 1,659
運輸業			△ 106	△ 3,292	△ 71	△ 320
卸売・小売業			△ 1,230	△ 6,017	△ 1,137	△ 7,101
金融業			△ 76	△ 5,387	△ 105	△ 1,986
不動産業			△ 86	△ 147	△ 50	△ 131
飲食店・宿泊業			△ 563	△ 636	△ 389	△ 211
医療・福祉・娯楽・教育・文化・スポーツ・その他			131	3,684	203	5,008
学 習			△ 71	188	0	1,628
サ ー ビ ス			△ 6	111	△ 30	1,379
複 合			△ 257	△ 1,416	△ 198	1,634
公 共			△ 25	955	△ 9	△ 326
対 前 回 増 加 率						
全 産 業			△ 8.0	△ 6.0	△ 7.5	△ 3.5
農 業			△ 26.0	4.8	△ 3.3	△ 13.7
林 業			△ 8.0	△ 6.0	△ 7.5	△ 3.4
漁 業			△ 14.0	△ 69.4	△ 33.3	42.1
建設業			△ 9.2	△ 17.6	△ 12.2	△ 15.2
製造業			△ 15.7	△ 16.7	△ 15.8	△ 21.6
電気・ガス・熱供給・水道業			22.2	18.1	0.0	△ 2.7
情報・通信業			41.1	19.3	△ 3.8	△ 18.5
運輸業			△ 14.4	△ 23.0	△ 11.3	△ 2.9
卸売・小売業			△ 11.0	△ 6.8	△ 11.5	△ 8.7
金融業			△ 9.8	△ 30.7	△ 15.0	△ 16.3
不動産業			△ 5.2	△ 2.9	△ 3.2	△ 2.7
飲食店・宿泊業			△ 12.4	△ 2.3	△ 9.7	△ 0.8
医療・福祉・娯楽・教育・文化・スポーツ・その他			8.7	13.0	12.4	14.9
学 習			△ 5.8	1.2	0.0	10.3
サ ー ビ ス			△ 2.1	3.2	△ 10.9	36.6
複 合			△ 3.8	△ 3.0	△ 3.0	3.5
公 共			△ 16.9	5.8	△ 7.3	△ 1.9

経済

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商業労政課）

（平成16年商業統計調査結果）

産 業 分 類	商店数			従業員数			年間商品販売額		
	平成14 年実数 (店)	平成16年		平成14 年実数 (店)	平成16年		平成14年実数 (万円)	平成16年	
		実数 (店)	構成比 (%)		実数 (店)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
合 計	9,205	9,109	-	74,371	73,764	-	255,022,235	243,065,900	-
卸 売 業 計	2,417	2,416	100	26,324	25,242	100	174,246,275	160,682,100	100
49 各種商品卸売業	4	5	0.2	69	96	0.4	452,965	627,500	0.4
501 繊維品卸売業	13	9	0.4	58	52	0.2	120,334	x	x
502 衣服・身の回り品卸売業	119	110	4.6	1,149	1,065	4.2	3,191,854	x	x
511 農畜産物・水産物卸売業	296	307	12.7	4,159	4,160	16.5	40,325,968	38,750,300	24.1
512 食料・飲料卸売業	277	307	12.7	3,345	3,646	14.4	25,973,403	26,492,400	16.5
521 建築材料卸売業	264	263	10.9	2,420	2,318	9.2	13,933,595	14,533,200	9.0
522 化学製品卸売業	75	77	3.2	713	601	2.4	5,634,929	4,736,100	2.9
523 鉱物・金属材料卸売業	54	56	2.3	474	487	1.9	5,752,321	6,424,400	4.0
524 再生資源卸売業	27	22	0.9	428	465	1.8	891,720	1,185,100	0.7
531 一般機械器具卸売業	264	253	10.5	2,065	2,047	8.1	11,383,581	11,248,200	7.0
532 自動車卸売業	126	104	4.3	2,019	1,345	5.3	7,587,289	4,292,100	2.7
533 電気機械器具卸売業	210	242	10.0	2,028	2,175	8.6	14,820,507	15,283,000	9.5
539 その他機械器具	113	121	5.0	1,158	1,201	4.8	5,639,367	5,824,100	3.6
541 家具・建具・じゅう器等卸売業	107	90	3.7	780	656	2.6	2,389,856	2,201,000	1.4
542 医薬品・化粧品等卸売業	182	174	7.2	2,751	2,609	10.3	24,098,535	15,816,600	9.8
549 他に分類されない卸売業	286	276	11.4	2,708	2,319	9.2	12,050,051	10,505,300	6.5
小 売 業 計	6,788	6,693	100	48,047	48,522	100	80,775,960	82,383,800	100
55 各種商品小売業	21	22	0.3	3,319	3,139	6.5	12,337,562	13,086,300	15.9
56 繊維・衣服・身の回り品小売業	1,155	1,171	17.5	5,118	4,950	10.2	7,201,821	6,734,500	8.2
57 飲食料品小売業	2,261	2,219	33.2	18,656	19,196	39.6	21,977,419	22,948,000	27.9
58 自動車・自転車小売業	542	523	7.8	3,286	3,707	7.6	9,331,153	10,114,900	12.3
59 家具・じゅう器・家庭用 機械器具小売業	570	551	8.2	3,208	2,979	6.1	7,921,867	7,550,600	9.2
60 その他の小売業	2,239	2,207	33.0	14,460	14,554	30.0	22,006,138	21,949,500	26.6

工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕（産業政策課）

（平成18年工業統計調査結果）

産 業 中 分 類	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成17年実数 (箇所)	平成18年		平成17年実数 (人)	平成18年		平成17年実数 (万円)	平成18年	
		実数 (箇所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
総 計	525	496	100.0	15,787	15,801	100.0	29,697,099	29,305,612	100.0
食 料 品	175	175	35.3	4,929	5,232	33.1	9,364,773	9,288,900	31.7
飲 料	8	9	1.8	480	545	3.4	1,463,462	1,554,578	5.3
織 維	7	6	1.2	75	67	0.4	81,458	72,536	0.2
衣 服	20	19	3.8	360	325	2.1	203,668	158,584	0.5
木 材	10	8	1.6	132	126	0.8	173,255	178,578	0.6
家 具	31	27	5.4	430	382	2.4	542,241	516,092	1.8
パ ル プ ・ 紙	12	10	2.0	195	170	1.1	273,195	272,415	0.9
印 刷	74	67	13.5	1,935	1,660	10.5	2,074,416	1,938,082	6.6
化 学	6	5	1.0	1,501	1,483	9.4	3,801,439	3,927,978	13.4
石 油 ・ 石 炭	1	1	0.2	9	9	0.1	X	X	-
プ ラ ス チ ッ ク	12	10	2.0	269	207	1.3	370,115	305,476	1.0
ゴ ム 製 品	1	1	0.2	16	19	0.1	X	X	-
皮 革	1	1	-	7	10	0.1	-	-	-
窯 業 ・ 土 石	28	27	5.4	391	394	2.5	745,406	760,901	2.6
鉄 鋼	5	4	0.8	247	186	1.2	711,953	867,923	3.0
非 鉄 金 属	2	2	0.4	8	11	0.1	X	X	-
金 属 製 品	43	40	8.1	921	890	5.6	1,345,406	1,372,955	4.7
一 般 機 器	16	18	3.6	355	449	2.8	710,894	859,167	2.9
電 気 機 器	6	6	1.2	467	111	0.7	548,070	155,096	0.5
情 報 通 信 機 器	1	1	-	46	41	-	X	X	-
電 子 部 品	3	5	1.0	2,436	2,850	18.0	6,510,340	6,334,100	21.6
輸 送 用 機 器	10	10	2.0	166	171	1.1	273,849	302,445	1.0
精 密 機 器	5	4	0.8	69	66	0.4	65,320	57,850	0.2
そ の 他	48	40	8.1	343	397	2.5	279,934	258,193	0.9

経済

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕

（平成18年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成17年実数 (箇所)	平成18年		平成17年実数 (人)	平成18年		平成17年実数 (万円)	平成18年	
		実数 (箇所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
4 ～ 9 人	525	496	100.0	15,787	15,801	100.0	29,697,099	29,305,612	100.0
10 ～ 19 人	275	226	45.6	1,638	1,336	8.4	1,625,037	1,168,887	4.0
20 ～ 29 人	107	126	25.4	1,511	1,752	11.1	2,138,020	2,241,105	7.6
30 ～ 29 人	53	55	11.1	1,289	1,336	8.4	1,814,251	2,043,322	7.0
30 ～ 49 人	29	27	5.4	1,141	1,101	7.0	1,844,677	1,798,276	6.1
50 ～ 99 人	37	34	6.9	2,740	2,427	15.3	5,604,586	5,013,836	17.1
100 ～ 199 人	16	19	3.8	2,297	2,410	15.3	3,883,636	4,284,037	14.6
200 ～ 299 人	5	5	1.0	1,264	1,199	7.6	2,376,888	2,345,623	8.0
300 ～ 499 人	1	2	0.4	362	626	4.0	X	X	X
500 人以上	2	2	0.4	3,545	3,614	22.9	X	X	X

2 観 光 政 策（観光政策課）

（１）概 況

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また67万人の人口を擁し、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

熊本市は、九州の中央に位置し、東に「阿蘇くじゅう」、西に「雲仙天草」の二大国立公園を配する地理的特性を活かすとともに九州新幹線の開業を追い風として、九州の縦のルート、横のルートを結ぶ広域観光に取り組んでいる。また、平成6年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開を図っている。

平成15年9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議され、市民が誇りを持ち、そして国内外からの観光客の方々に心地よく滞在していただくよう”おもてなしの心”を大切にし、個性豊かな観光都市の実現を目標としたまちづくりに取り組んでいる。

（２）観光客の動向

年 \ 項目	観 光 客 数	対 前 年 比	宿 泊 客 数	滞 留 率
15	4,224千人	94.8%	1,736千人	41.1%
16	4,125	97.7	1,743	42.3
17	4,115	99.8	1,757	42.7
18	4,292	104.3	1,843	42.9
19	4,670	108.8	1,952	41.8

（３）観光・コンベンションの誘致

ア 観光客誘致対策事業

広報宣伝

- ・関西、山陽道、四国等において、各種広報媒体を活用した広報宣伝
- ・観光リーフレット等の各種印刷物の作成
- ・観光ホームページ「満遊！くまもと」による情報発信
- ・くまもとフィルムコミッションへの支援

広域観光ネットワーク推進

九州内の主要都市との共同事業により、国内外に対して観光ルートの開発・広報宣伝を行う。また県内においても、阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PRを行い更なる観光客誘致に取り組む。

- ・九州縦断県都観光ルート協議会（3市：熊本・福岡・鹿児島）
- ・東・中九州観光ルート協議会（4市：熊本・北九州・大分・別府）
- ・九州観光都市連盟（32市1町）
- ・阿蘇・熊本・天草観光推進協議会（3市：熊本・阿蘇・天草、4団体）
- ・熊本北部エリア広域観光推進協議会（2市2町：熊本市・玉名市・玉東町・植木町）
- ・熊本県観光連盟（熊本県、14市、26町、8村、202団体）

都市間観光交流

姉妹・友好都市とそれぞれのまつりを通じて相互交流を行うとともに、本市の観光PRを行う。

- ・福井市「越前時代行列」への参加
- ・世田谷「ふるさと区民まつり」への参加

修学旅行・宿泊観光誘致

- ・修学旅行及び宿泊観光客誘致を行う熊本市観光誘致推進協議会への支援

国内観光客誘致

大阪、山陽道主要都市、松山市等において本市の観光地やイベント情報等の観光宣伝を行い、国内観光客誘致を図る。また、団塊の世代を取り込むため首都圏等での職域キャンペーンを実施。

イ 海外観光客誘致対策事業

国際観光客誘致

- ・韓国・中国・台湾における海外観光展への出展及び観光プロモーション事業
- ・韓国蔚山広域市との観光交流

ウ コンベンション誘致対策事業

コンベンション協会への支援

財団法人熊本国際観光コンベンション協会が実施するコンベンション・観光客誘致事業等を支援し、本市の観光の振興を図る。

(4) 観光・コンベンション受入機能の拡充

ア 観光客受入対策事業

熊本駅総合観光案内所・観光情報センターの運営

観光流動調査の実施

観光案内標識整備

観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための案内標識の整備を行う。

熊本城周遊バスの運行

熊本駅を基点とし、熊本城をはじめとする周辺の観光・文化施設を結ぶ熊本城周遊バスの運行を補助し、観光客の利便性向上を図る。また、定期観光バスに対する運営補助を実施。

イ 観光イベント関連事業

祭り・伝統芸能の継承

- ・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年で第31回目を迎える。

市民のまつり、さらには観光のまつりとして、地域経済の活性化と観光振興につなぐべく盛大に開催する。

名 称 「第31回 火の国まつり」

期 間 平成20年8月8日（金）、9日（土）の2日間

主 催 「元気だ！くまもと」観光事業実行委員会、熊本市

会 場 熊本城二の丸広場、熊本市役所周辺 他

月日	8月8日(金)	8月9日(土)
主 要 行 事	・希望の火採火式・開幕式典 (熊本城二の丸広場) ・FMKオープニングステージ (熊本城二の丸広場) ・TKU納涼花火大会 (熊本城二の丸広場)	・火の国Dance Splash 2008 (センターコート・びぶれす広場) ・まつり交流都市観光コーナー (センターコート) ・火の国観光ステージ (びぶれす広場) ・おてもやん総おどり (熊本市役所周辺)

・くまもとお城まつり

熊本城を舞台に開催された築城400年祭を一過性に終わらせないため、四季折々の催しを継続的に開催し、熊本の新たな魅力を創造する事業として展開する。

期間・内容

○夏のくまもとお城まつり(平成20年7月19日～平成20年8月9日)

- ・走馬灯飾り(場所:熊本城長堀前)
- ・熊本城肥後の怪談伝説(場所:熊本城本丸御殿中庭ほか)

○秋のくまもとお城まつり(平成20年10月10日～平成20年10月19日)

- ・オープニングステージ(場所:熊本城竹の丸)

○冬のくまもとお城まつり(平成21年1月1日～平成21年1月3日)

- ・清正公「新春の言祝ぎ」
- ・迎春行事

○春のくまもとお城まつり(平成21年3月28日～平成21年4月5日)

- ・花見ガーデン
- ・花市

※イベント内容は8月現在の予定であり、変更になる場合がある。

主 催 「元気だ!くまもと」観光事業実行委員会、熊本市

(5) 観光資源の魅力向上

ア 観光施設整備事業

観光施設の維持管理

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出の峠の茶屋公園、九州自然歩道利用拠点施設、九州自然歩道等の維持管理を行う。

イ 物産振興事業

熊本市物産振興協会等への支援、熊本県物産振興協議会での大阪物産展の開催などを行い、本市の物産品の宣伝及び販路拡大を図る。

(6) 熊本国際観光コンベンション協会

名 称 財団法人熊本国際観光コンベンション協会
 設 立 年 月 日 平成3年11月1日
 目 的 熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンション及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。
 事 業 コンベンションの誘致及び支援
 観光客の誘致及び受け入れ
 コンベンション及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝
 コンベンション及び観光の企画及び調査
 コンベンション及び観光に関する情報の収集及び提供
 コンベンション及び観光に関する人材の育成及び啓発
 観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営等
 事務所の所在地 花畑町7番10号 産業文化会館
 基 本 財 産 平成19年度末 1,016,200,000円
 (民間 316,200,000円)

コンベンション開催状況

年 度	15	16	17	18	19
件 数 (件)	309	292	304	348	371
人 員 (人)	141,652	114,711	144,546	149,750	146,229

(7) くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。なお、平成17年4月から民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

所 在 地 川尻1丁目3番58号
 敷 地 面 積 898.18㎡
 駐 車 場 面 積 1,963㎡
 建 物 面 積 1,646㎡
 開 設 年 月 日 平成3年7月30日
 建 設 費 530,072千円
 増 築 年 月 日 平成13年4月3日
 建 設 費 127,467千円
 主 な 設 備 実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー
 自 主 事 業 伝統工芸品から現代工芸品まで、熊本市工芸産業振興協会会員の作品を常設展示している
 ほか、伝統工芸月間事業、自主イベント等を開催
 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施

(8) 名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園(約73,000㎡)と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、阿蘇の伏流水と言われる清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ 立田自然公園

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた宝物館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

オ 峠の茶屋公園

明治30(1897)年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ 武蔵塚

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を千葉城跡(現在のNHK)で閉じた。その墓は、江戸参勤交代の威儀を拝したいという武蔵生前の希望により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は大規模な改良整備のもと、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が「兵法五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせたと伝えられている五百羅漢もある。

3 動植物園（動植物園）

（1）概 要

熊本市動物園は、昭和4年、水前寺公園の東側に開園し、市民の憩いの場として親しまれてきたが、周辺地域が都市化したことで敷地の拡張が困難となったため昭和44年現在地に移転した。

平成3年には、隣接地に整備を進めていた都市緑化植物園と一体となり熊本市動植物園が誕生し、多くの人々に愛され親しまれている。

平成17年4月に開設した動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」は、遊びながら学べる場として賑わっており、ふれあいイベントも好評を得ている。併せて、動物のエサ代を支援していただくことで愛着を感じてもらおう「動物サポーター制度」の事業推進を図っているほか、ホームページによる情報発信をはじめとした教育普及活動も積極的に展開している。

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。このような中、市民ニーズの変化と多様化に対応するため、平成19年より老朽化した施設の整備を行い、動物の魅力的な行動展示を実現できる再編整備を推進している。

（2）施設概要

所 在 地	健軍5丁目14番2号				
敷地面積	244,992,901㎡				
開園年月日	昭和4年7月26日（昭和44年7月1日移転開園、平成3年4月1日に動植物園新設）				
飼育動物	ほ乳類	47種	297点	鳥 類	63種 643点
	爬虫類	16種	114点	両生類	0種 0点
計 127種 1,052点（平成20年4月1日現在）					
植 物 園	花 壇	4,300㎡	芝 生	29,150㎡	バ ラ 200㎡
	高 木	8,423本	低 木	34,762本	生 垣 406m
	地被類	441㎡	花の休憩所	339種	3,690点（平成20年4月1日現在）
動物資料館	竣 工	平成元年7月31日			
	建 築 面 積	1,634.55㎡			
	床 面 積	1,288.318㎡			
	構 造	鉄筋コンクリート造平家建			
	主 要 施 設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー（江津湖に住む魚類の水槽）			
花の休憩所	総 工 費	500,000千円			
	竣 工	平成3年3月25日			
	建 築 面 積	2,706.538㎡			
	床 面 積	2,388.773㎡			
	構 造	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造			
飼育管理センター	主要施設温室	展示室 ガイダンス			
	総 工 費	1,280,000千円			
	竣 工	平成8年5月15日			
	建 築 面 積	446.42㎡			

床 面 積 672.38㎡
 野 外 放 飼 場 105.40㎡
 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
 主 要 施 設 診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等
 総 工 費 290,000千円

緑の相談所 竣 工 昭和60年10月7日
 建 築 面 積 1,078.162㎡
 床 面 積 1,079.199㎡
 構 造 1F 鉄筋コンクリート造
 2F 鉄骨造
 主 要 施 設 相談室 会議室 試験室 事務室
 総 工 費 300,285千円

遊 戯 施 設 ディスク・オー、ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、メロディペット、
 スーパーバイキング、新幹線、ティーカップなど

駐 車 場 普通車 860台 バス17台

入 園 料 (平成9年10月改訂)

	[個人]	[団体]	
大人・高校生	300円	240円	
小・中学生	100円	80円	(ただし、市内の小・中学生は名札 又は生徒手帳持参の場合、無料)
幼 児	無 料		

利 用 状 況

区分 年度	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (円)	施設利用料 (円)
15	715,477	89,141,280	167,082,431
16	646,050	83,604,000	149,513,840
17	579,347	85,484,160	142,686,300
18	613,358	91,085,120	170,657,470
19	574,267	84,598,840	153,777,250

4 熊 本 城

(1) 熊本城のあゆみ(熊本城総合事務所)

加藤清正が、関ヶ原の戦いのあと、慶長6年(1601年)より7カ年の歳月をかけ完成させた熊本城は、豪壮な天守閣や独得の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず位置を肥後平野をのぞむ茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。また防備の面では、清正石垣と呼ばれる堅固で特異の勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内120カ所余の井戸、成長の早い榎や棕の植樹、畳の芯に食糧となる芋の茎を使うなど数々の配慮がみられる。このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年の西南の役で天守閣や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年8月清正公350年祭と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年1月には西南の役100周年記念事業として西大手櫓門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成10年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓が完成し、平成20年3月熊本城築城400年を記念して総工費54億円をもって本丸御殿が完成した。

(2) 整備振興(熊本城総合事務所)

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核となる熊本城は、貴重な歴史文化遺産としてはもとより、本市最大の観光資源として、更には「森の都」を印象づける緑の拠点として、今日まで市民や訪れる多くの人々に愛され続けてきた。

そこで、これまで熊本城の保全・復元に努めてきたが、今後は、市民に地域の誇りと心のゆとりを提供する場としての価値をさらに高めるため、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図る。

復元整備

① 整備方針

・歴史的建造物の保存と復元

史料に基づき、歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める。

・都市の潤い空間としての環境整備

熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める。

・サービス空間の創出

史跡に配慮しながら、便益施設を充実させるとともに、歴史を学び、体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める。

② 整備手法

・城域のゾーニング

城域を、本丸(保存・復元ゾーン)、二の丸(緑の遊園ゾーン)、三の丸(歴史・学習体験ゾーン)、古城(エントランスゾーン)、千葉城(文化交流ゾーン)の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進める。

・整備期間

短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期整備計画においては、天守閣へ至る通路(開り通路(くらがりつうろ))の上に建てられていた本丸御殿を復元し、平成20年春から一般公開を行っている。

③ 熊本城復元整備基金

市民総参加のもと、復元整備を進めるために、平成10年4月創設。広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とする。

・募金実施期間 平成10年4月1日～平成19年3月31日

募 金 状 況

年 度	12	13	14	15	16	17	18	累 計
城主数（人）	2,056	1,701	1,871	1,312	1,385	2,327	7,754	27,156
募金額（円）	106,226,777	73,853,562	198,476,666	98,015,883	85,658,749	104,181,469	256,830,211	1,206,565,996

平成19年4月以降も市民のご好意である復元整備基金は存続させ、今後の整備計画に基づき活用させていただく予定である。

④ 復元整備

3つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元に力を入れることとし、築城400年にあたる平成19年を目標に、6つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元した。なお、平成11年の台風18号で倒壊した西大手門も再建した。

箇 所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成10～15年度 事業費 約19億円
	西大手門	・平成12～15年度 事業費 約5億円
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	・平成10～16年度 事業費 約11億円
本丸一帯	本丸御殿大広間	・平成11～19年度 事業費 約54億円

復元予想図



(3) 施設管理（熊本城総合事務所）

ア 重要文化財

名 称	面 積	高 さ	長 さ	摘 要
宇 土 櫓	914.65 m ²	19.5 m	242.44 m	三層櫓（内部五階、地下一階）
長 堀		2.0		
田 子 櫓	49.96	6.23		単層櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十 四 間 櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源 之 進 櫓	108.40	北 5.602 南 6.122		単層矩折櫓
東十八間櫓	234.70			単層櫓
北十八間櫓	144.37			単層矩折櫓
五 間 櫓	35.37			単層櫓
平 櫓	111.17			〃
監 物 櫓	140.33			〃
不 開 門	39.01	5.72		脇戸付櫓門

入 園 料 高校生以上 500円
小中学生 200円 （団体割引 30人以上2割引）

※ ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料
旧細川刑部邸との共通券 大人 640円 小中学生 240円
熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円（高校生以上）

開 園 時 間 午前8時30分～午後6時（4月～10月） 午前8時30分～午後5時（11月～3月）
（ただし、入園は30分前締切）

休 園 日 年末（12月29日～12月31日）

利用状況

区分 年度	入 園 者 数	入 園 料
15	775,128	291,076,400 円
16	752,763	279,892,530
17	825,807	305,859,430
18	988,434	370,918,080
19	1,228,268	398,643,360

駐 車 場 二の丸駐車場 バス60台、普通車160台
 三の丸駐車場 バス10台、普通車123台
 宮内駐車場 普通車41台
 桜の馬場駐車場 普通車168台

イ 旧細川刑部邸

概 要

旧細川刑部邸は、正保3年（1646年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成2年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約4カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成6年1月15日から一般公開されている。昭和60年に熊本県重要文化財の指定を受けている。

施 設 内 容

所 在 地 古京町3番1号
 開 設 年 月 日 平成6年1月15日
 敷 地 面 積 20,000 m²
 建 物 面 積 1,058.86 m²
 建 物 延 面 積 1,343.20 m²
 構 造 木造平家建（一部2階建）
 主 要 施 設 主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室
 開 館 時 間 午前8時30分～午後6時（4月～10月） 午前8時30分～午後5時（11月～3月）
 （ただし、入館は30分前締切）
 休 館 日 年末（12月29日～12月31日）
 入館料並びに施設使用料 高校生以上 300円 （団体割引30人以上2割引）
 小中学生 100円
 ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料
 熊本城との共通券 大人640円 小中学生240円
 熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円
 喜遊亭（茶室）（午前）2,700円（午後）3,800円
 庭 園 1 m² 1日につき36円

利用状況

年 度	15	16	17	18	19
来 館 者 数 (人)	32,924	30,982	29,509	35,391	39,140
茶 室 使 用 件 数 (件)	0	0	0	0	2
入館料・施設使用料 (円)	6,348,040	5,958,160	5,389,830	6,624,400	7,634,760

ウ 肥後名花園

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粹品種をより多く後世に残すため、昭和48年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥 後 菊	正式5間花壇に50品種を栽培	観賞 11月中旬
肥 後 花 菖 蒲	7間花壇5段に97品種700株を植え付け	観賞 6月上旬
肥 後 朝 顔	19品種を500鉢に栽培	8月に展示会
肥 後 芍 薬	7間花壇4段に25品種70株を植え付け	観賞 5月上旬
肥 後 椿	約900㎡の面積に51品種190本を植え付け	観賞 3月
肥 後 山 茶 花	約360㎡の面積に14品種73本植え付け	観賞 11月中旬

(1) 概 要

現在の競輪事業を取り巻く状況は非常に厳しいが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。

觀 覽 席	定 員 12,000人	{	一 般	3,300人
			立 見	7,688人
			特別觀覽席	1,012人

(3) 競輪事業の実績

区 分 \ 年 度	15	16	17	18	19
開 催 回 数	12	12	12	12	12
開 催 日 数	70	70	70	67	67
入 場 者 数	223,240	204,081	192,523	174,940	170,666
収 入	千円	千円	千円	千円	千円
入 場 料 (普通席)	11,162	10,204	9,626	8,747	8,533
〃 (特別席)	36,877	27,418	15,490	13,431	14,372
車 券 発 売 金	14,449,911	16,158,275	18,679,648	17,296,168	19,895,147
そ の 他 の 収 入	731,214	837,793	922,263	894,231	1,031,949
前 年 度 繰 越 金	148,919	185,592	472,740	1,111,070	1,303,529
支 出					
経 常 経 費	166,364	178,212	175,528	182,521	168,550
開 催 経 費	14,051,184	15,470,621	17,704,214	16,439,280	19,295,387
交 付 金	609,521	689,694	818,734	732,294	855,461
施 設 関 係	215,423	208,016	190,222	166,024	444,702
一 般 会 計 繰 出 金	150,000	200,000	100,000	500,000	700,000

(4) 競輪事業収益金の使途

区分 \ 年度	土木・住宅 関 係		民 生 関 係		教 育 関 係		衛 生 関 係		災害復旧 工事関係		そ の 他		合 計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
15	27,090	18.1	92,055	61.4	19,005	12.7	2,700	1.8	0	0	9,150	6.1	150,000	100.0
16	19,120	9.6	139,440	69.7	21,440	10.7	3,120	1.6	4,620	2.3	12,260	6.1	200,000	100.0
17	9,350	9.4	71,230	71.2	12,450	12.5	1,040	1.0	0	0	5,930	5.9	100,000	100.0
18	58,650	11.7	355,750	71.2	47,650	9.5	6,150	1.2	0	0	31,800	6.4	500,000	100.0
19	59,150	8.5	512,750	73.2	76,440	10.9	7,770	1.1	0	0	43,890	6.3	700,000	100.0

6 農 林 水 産 業

(1) 概 況 (農業政策課)

本市の農林水産業は、なす・メロン・スイカなどの野菜、米をはじめ、みかん・梨などの果樹、花き、畜産などの豊富な基幹作物を有した多種多様な農業と有明海沿岸におけるノリ、魚介類等の海産物に加え、地下水を利用した錦鯉養殖等の水産業からなっている。

いずれも都市近郊という優位性を活かし、農業については、市街化区域内、北部水田・畑作、北西部中山間、南・西部水田、南・東部水田、東部畑作地帯において、地域性豊かな特色ある農業経営が行われ、農業産出額は、全国でも上位の地位を誇っている。

しかしながら、本市の農業においても、都市化による混住化や担い手の高齢化、後継者の減少等による労働力不足に加え、国内、国外産地との競争など大きな転換期を迎えている。また、水産業についても、漁場環境の変化や漁業者の減少、高齢化、価格の低迷などの問題を抱えているのが現状である。

このような中で、西暦2010年を目標とした「第5次熊本市総合計画」に基づき、長期的な展望に立った経営の自立安定と国際化社会に対応できる生産性・収益性の高い農・漁業の実現に向け、農業の振興においては、経営の安定化、生産基盤の充実、新しい時代に対応した農業の振興、また、水産業においては経営の安定化、生産基盤の充実という基本方針のもと市民と共存する魅力ある農業と水産業の構築を図っている。

ア 販売農家の農家戸数と農業就業人口 (農業政策課)

年度	区分	農家戸数 (戸)	農業就業人口 (人)	専業農家戸数 (戸)	兼 業 農 家 戸 数 (戸)		
					第1種兼業農家	第2種兼業農家	計
15		4,821	10,899	1,809	1,089	1,923	3,012
16		4,657	10,580	1,823	994	1,840	2,834
17		4,494	10,260	1,837	899	1,758	2,657
18		4,386	9,932	1,851	804	1,731	2,535
19		4,278	9,603	1,865	709	1,704	2,413

(注) 農林業センサス結果に基づく推計

イ 経営耕地面積 (販売農家) (農業政策課)

(単位 ha)

年度	区分	総経営耕地面積	水 田	畑		
				普 通 畑	樹 園 地	計
15		6,787	4,298	865	1,625	2,490
16		6,667	4,224	840	1,603	2,443
17		6,546	4,150	815	1,581	2,396
18		6,425	4,076	790	1,559	2,349
19		6,305	4,002	765	1,537	2,302

(注) 農林業センサス結果に基づく推計

ウ 林野面積 (生産流通課)

(単位 ha)

年度	区分	総 面 積	国 有 林	民 有 林				
				用材林	薪炭林	竹 林	特殊林	要造林地
15		3,875	1,313	2,561	530	1,556	424	2
16		3,898	1,313	2,585	545	1,565	424	1
17		3,880	1,285	2,594	545	1,565	424	1
18		3,880	1,285	2,594	545	1,565	424	1
19		3,880	1,285	2,595	545	1,566	424	1

エ 民有林の樹種別面積と蓄積（生産流通課）

年度	用材林		薪炭林		竹 林		特殊林		要造林地
	面積	蓄 積	面積	蓄 積	面積	蓄 積	面積	蓄 積	面積
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	—	ha
15	530	185,872	1,556	234,980	424	466,663	2	—	50
16	545	198,772	1,565	239,347	424	466,555	1	—	50
17	545	204,036	1,566	240,862	424	466,383	1	—	59
18	545	208,977	1,566	242,034	424	466,383	1	—	59
19	545	213,636	1,566	243,046	424	466,323	1	—	59

オ 農業産出額（生産流通課）

（市農林水産振興部調）

年度	水 稻		麦		大 豆		野 菜	
	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額
	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
15	3,120	5,081	230	92	171	65	2,182	17,176
16	3,160	2,051	173	75	163	26	2,025	15,844
17	3,180	3,333	162	87	156	57	1,990	15,660
18	3,170	2,863	195	78	154	54	1,660	13,821
19	3,110	3,064	183	41	164	50	1,527	13,798

花 き		樹 芸		果 樹		工芸作物（たばこ）	
作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額
ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
61.4	1,430	39	182	1,857	7,400	6	22
58.8	1,506	39	182	1,856	8,556	4	27
54.6	1,382	37	181	1,857	6,962	1	7
54.4	1,378	25	149	1,831	8,454	1	6
53.7	1,320	22.7	143	1,762	7,351	1	5

畜産戸数	酪 農		肉 用 牛		養 豚		馬	
	飼育数	生産額	飼育数	生産額	飼育数	生産額	飼育数	生産額
戸	頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円
126	2,710	2,070	1,230	425	4,211	258	446	355
123	2,596	2,100	1,126	438	4,566	375	406	382
118	2,525	2,040	1,190	482	4,991	392	303	260
110	2,393	1,851	1,188	470	4,987	397	395	424
105	2,300	1,804	1,309	463	4,850	359	416	401

養 鶏		緬山羊・養蜂		生産額合計
飼育数	生産額	飼育数	生産額	
羽	百万円		百万円	百万円
96,415	202	—	133	34,891
68,700	159	—	158	31,879
65,580	192	—	157	31,192
62,830	161	—	158	30,264
60,225	154	—	153	29,106

カ 漁業経営体数及び漁船数（水産振興センター）

年度	数量	漁業経営体数	漁船数 (動力船)
14		994	1,310
15		939	1,329
16		1,043	1,310
17		701	1,347
18		953	1,372

（農林統計より）

キ 漁業生産額（水産振興センター）

年	乾ノリ		貝藻類		海水魚		淡水魚	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
	千枚	百万円	t	百万円	t	百万円	t	百万円
14	686,875	6,159	1,195	409	377	309	51	97
15	589,935	5,344	2,318	736	329	227	77	100
16	604,856	5,798	1,319	423	291	226	18	36
17	672,290	6,522	2,390	846	263	217	17	83
18	671,422	5,896	1,756	614	262	212	6	67

（市農林水産振興部調べ）

ク 農業協同組合（農業政策課）

（平成20.4.1現在）

名 称	組 合 員 数	設 立 年 月 日
熊本市農業協同組合	17,152人	平 4. 4. 1
熊本市中央酪農農業協同組合	15人	昭36. 8. 31

ケ 漁業協同組合（水産振興センター）

（平成20.4.1現在）

名 称	組 合 員 数	設 立 年 月 日
河内漁業協同組合	228人	昭24. 8. 5
松尾漁業協同組合	84	24. 6. 15
小島漁業協同組合	283	24. 6. 15
沖新漁業協同組合	385	24. 7. 4
畠口漁業協同組合	189	24. 9. 27
海路口漁業協同組合	354	25. 5. 17
川口漁業協同組合	310	24. 4. 9
熊本市漁業協同組合	141	24. 4. 22
白川漁業協同組合	513	31. 4. 21

経済

(2) 主要事業

ア 農林関係

① 農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 14,894ha 農用地区域面積 5,807ha

② 農とびあ推進事業（農業政策課）

地域資源を活用して、農業者等のまちづくりとして地産地消の主体的な活動を支援することにより、その拠点づくりを目指す。

農とびあ推進計画に基づき、農とびあゾーンを指定し、具体的な実施計画づくりや実施される事業への支援等を行い、農をテーマとしたまちづくりを推進する。

地域づくり拠点型ゾーン＝農とびあ（消費者と生産者が共生するゾーン）

- ・ 新鮮で安全な農産物が購入できる
- ・ 地元の食材等で「食」を味わえる
- ・ 農業を体験できる
- ・ 独自の伝統文化等にふれあえる
- ・ 農の景観に親しめる

③ 中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成17年度から平成21年度まで5年間、毎年度直接支払いを実施する。

対象地域 旧河内町地域

対象農用地

- ・ 対象地域内に存する農振農用地区域内農地
- ・ 1ha以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
- ・ 急傾斜の農用地（田1/20以上、樹園地等畑15度以上）

対象面積 田 14ha、畑 814ha （平成19年度実績）

対象者 集落協定に基づき、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

④ 農業経営基盤強化促進対策事業（農業政策課担い手推進室）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こしの促進と認定農業者及び平成19年産から施行された水田経営所得安定対策に対応できる営農組織の支援・育成を図る。

事業内容

- ・ 基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）
- ・ 経営改善支援活動事業（情報ネットワークの構築・認定農業者の経営相談・指導の実施）

⑤ 強い農業づくり交付金 経営構造対策事業（生産流通課）

地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、農業にかかわる幅広い関係者の地域合意を形成し、加えてこれを実現するための生産・流通・加工・情報・都市農村交流等の施設を総合的に整備することにより、担い手となる経営体の確保・育成を図る。

- ・ 農業用水施設整備（河内地区）

⑥ 強い農業づくり交付金 生産総合対策事業（生産流通課）

農産物の高品質化や低コスト化など生産体制の強化を図り、収益性の高い経営形態を確立し、農業経営の安定を図るための推進事業及び条件整備事業に取り組む。

- ・ 小規模土地基盤整備（改植・高接・作業道整備）
- ・ 低コスト耐候性ハウス導入

⑦ 水田営農組織化整備緊急支援事業（生産流通課）

組織的に農業機械等を導入することにより、農作業の省力化及び経営安定に寄与する。

- ・ 大豆コンバイン

⑧ 園芸新たな挑戦強化対策事業（生産流通課）

園芸作物生産において高品質・省力化生産を図るため、施設、機械の導入を推進する。

- ・ 用水施設の導入
- ・ 防除用スプリンクラーの整備
- ・ 土壌消毒機の導入

⑨ 農作物鳥獣被害対策事業（生産流通課）

近年、イノシシ・カラス等の鳥獣による農作物被害が甚大であるため、関係農区や猟反会等と連携し、予察に基づいた駆除を行うとともに、自衛対策等についての啓発を行う。

⑩ 熊本市生産向上対策事業（生産流通課）

組織的に農業機械等を導入することにより、農作業の省力化及び経営安定に寄与する。

- ・ 乗用管理機導入（大豆）

⑪ 果樹産地構造改革支援事業（生産流通課）

高品質・低コスト果実生産のための生産基盤の整備を図る。

- ・ 用水施設の整備

⑫ 土壌病虫検査室 分析・診断事業（生産流通課）

農業生産指導の一環として、土壌・堆肥・作物体の各種肥料成分等の分析・病害虫診断を実施して、農業生産の向上に寄与する。

- ①土壌養分分析 ②農業用水・養液分析
- ③作物体・堆肥等分析 ④病害虫診断

分析実績

（単位：件）

年度 項目	15	16	17	18	19
土 壌 養 分 分 析	1,096	863	814	653	799
農業用水・養液等分析	29	28	17	26	21
作物体・堆肥等分析	1	4	6	9	19
病 害 虫 診 断	120	173	44	31	38
そ の 他	55	62	26	32	15
計	1,301	1,130	907	751	892

⑬ 環境にやさしい農業推進事業（生産流通課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進し、新鮮かつ安全な農産物の生産振興を図る。

- ・ 適正施肥管理対策の推進
土壌分析結果に基づく適正施肥の推進
- ・ エコファーマー認定の推進
- ・ 減農薬の推進
農薬の適正使用と減農薬技術の導入
- ・ 農業関連廃棄物の適正処理とリサイクル推進
- ・ 農業労働環境の改善
- ・ 省エネルギー化の推進
効率的なエネルギー利用

⑭ 水田農業構造改革対策（農業政策課担い手推進室）

平成14年12月「米政策改革大綱」が決定され、この大綱に基づき平成16年度から新たに本対策が実施されることとなった。消費者・市場重視の考え方に立ち、需要に応じた米づくりの推進を通して、地域自らの発想・戦略により水田農業の将来方向を明らかにした水田農業ビジョンを作成し、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すものである。

年度 区分		15	16	17	18	19
転作等目標面積（ha）		2,192				
控除 面積	転換畑等（ha）	—	—			
	加工用米契約面積（ha）	—	—			
控除後目標面積（ha）		2,192				
転作等実施面積（ha）		2,194				
	転作（ha）	2,083				
	加工用米面積（ha）	42				
達成率（%）		100.1				
実施農家数（戸）		4,272	3,404	4,907	4,391	2,971
水稲生産目標数量（トン）			16,856	16,771	16,687	9,743
水稲生産確定数量（トン）			10,118	14,546	12,246	9,735
水稲作付確定面積（ha）			1,865	2,697	2,265	1,787
主食用水稲作付面積（ha）			1,558	2,657	2,065	1,453
水稲作付超過率（%）			83.5	98.5	91.5	81.3

※ 平成12年度～15年度 水田農業経営確立対策
 平成16年度～18年度 水田農業構造改革対策
 （なお、16年度対策からは、水稲生産実施計画書提出者のみの実績）

⑮ 農漁業後継者の育成（担い手推進室・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する組織育成やリーダー養成をはじめ、経営管理能力向上のための研修会等を実施する。

また機械、施設等の設置に対する融資制度を実施する。

⑯ みかん実験農場（生産流通課）

所在地 松尾町上松尾字筒井1093番地2
 面積 総面積 3.5ha（圃場2ha：原野他1.5ha）
 植栽本数 早生温州 380本 雑柑 272本
 普通温州 169本 落葉果樹 75本
 施設 管理棟 1棟 97.05㎡
 （事務室14.9㎡、実験室29.15㎡、研修室53.0㎡）
 ガラスハウス 1棟 44.71㎡
 事業概要 温州みかん、中晩柑の高品質果実生産実証試験
 普及奨励品種の栽培実証展示圃の設置
 研修、講習、実習、講演会等の実施
 学童、幼児を対象とした体験学習の受入れ

⑪ くまもと春の植木市（生産流通課地産地消推進室）

四百数十年の歴史をもつ本市恒例の「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成19年度実施状況

開催期間 平成20年2月1日（金）～3月10日（月） 39日間

場 所 戸島いこいの広場益城町宮園（熊本市戸島町）

面 積 約45,000㎡（会場）

うち駐車場約21,000㎡

展示小間数 約492小間（1小間当たり10㎡）

うちビニールハウス168小間

出展品日 庭園樹（大物、小物）・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等（約100万点）

出展業者 145業者

⑫ 市民農園（生産流通課地産地消推進室）

市民農園は、遊休農地を有効利用して自家用野菜や花をつくるなど、市民が農業との関わりを持てる場を提供し、農業に対する理解を深めてもらうとともに、利用者のレクリエーションの場や高齢者の生きがいをづくりの場として、昭和58年度より開設している。

- ・ 利用料金1区画（15㎡）5,000円
- ・ 農園数 14農園
- ・ 区画数 948区画

（平成20年4月現在）

名 称	所 在 地	区画数	名 称	所 在 地	区画数
月出山市民農園	月出3丁目2432-56外1筆	108	川尻市民農園	八幡11丁目723外1筆	46
麻生田 "	麻生田4丁目1634-1	73	鶴羽田 "	鶴羽田町1117-1	67
帯山 "	帯山7丁目764	65	長嶺南 "	長嶺南8丁目1370-1	94
桜木 "	桜木4丁目54	48	中島 "	沖新町4238-2	67
柿原 "	花園7丁目1990	42	国府本町 "	国府本町75	81
花立 "	花立6丁目541-1	40	田迎 "	田迎6丁目71-1外1筆	98
高平 "	高平1丁目324-1外2筆	56	近見 "	近見4丁目228外2筆	63

イ 畜産関係（生産流通課）

畜産総合対策事業

高品質生産能力を有する家畜の生産を奨励するとともに、家畜伝染病等発生を未然に防止することで、畜産物生産基盤の確立と畜産農家の経営安定を図る。

- ・ 高品質家畜生産奨励事業
- ・ 家畜防疫確立対策事業

ウ 水産関係（水産振興センター）

生産基盤の整備（漁港・漁場の整備）

安全で使い易い漁港施設の整備拡充や豊かな漁場づくりを目指して、水産基盤整備事業の長期計画に沿って漁港の基本機能施設の整備と漁場の整備・保全を行う。また、アサリ漁場の整備により、漁場の維持保全と水産資源の持続的生産を図る。

- ① 地域水産物供給基盤整備（海路口漁港の改修等）
- ② 漁港浚渫土砂の仮置場整備
- ③ アサリ漁場整備（覆砂事業）

漁港施設（平成18年度現在）

名称	区分	所在地	種別	現 有 施 設 延 長		登録漁船数 （隻）	利用漁船数 （隻）
				外かく施設（m）	係留施設（m）		
沖 新 漁 港		沖新町	第1種	894.7	—	133	0
四 番 漁 港		沖新町・畠口町	〃	1,451.7	715.6	295	428
海 路 口 漁 港		海路口町	〃	1,829.8	421.5	92	92
天 明 漁 港		川口町	〃	134	841.2	350	370
計				4,310.2	1,978.3	870	890

水産業経営安定強化

① 水産物の生産振興

水産資源の維持増殖のため、クルマエビ・ガザミなどの種苗放流やアサリ資源保護施設の設置補助、及びノリ養殖技術の指導普及により漁業生産の向上と経営の安定に努める。

② 経営安定に向けた支援と担い手の育成

漁家経営の近代化と安定化を図るため、市振興資金の貸し付けにより、優良種苗の導入、漁船の建造、養殖設備の近代化等を促進している。また、次世代経営者（後継者等）に、漁業技術の研修や漁家経営安定のための情報提供を実施し、意欲と能力のある担い手の育成を図る。

エ 耕地関係（耕地課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取組み、生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除施設あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

地区名 区分	画図北部地区 外1地区
総事業費	2,647百万円
事業量	排水路L=2,010m 排水機 16t
事業年度	平成3～23年
受益面積	173ha

経営体育成基盤整備事業

地区名 区分	南尾迫地区（植木町区域含む）
総事業費	3,184百万円
事業量	区画整理A=97ha
事業年度	平成20～26年
受益面積	104ha

経営体育成基盤整備事業（旧園場整備）

地区名 区分	東西屋敷地区
総事業費	1,930百万円
事業量	区画整理A=71ha
事業年度	平成14～21年
受益面積	88ha

農地防災事業（県営）

地区名 区分	除川地区
総事業費	600百万円
事業量	排水機7.3t
事業年度	平成19～22年
受益面積	173ha

経営体育成基盤整備事業（旧土地総）

地区名 区分	供合地区 外1地区
総事業費	1,402百万円
事業量	用排水路L=23,739m 農道L=12,560m
事業年度	平成15～20年
受益面積	143ha

農道整備事業（県営）

地区名 区分	上松尾2期地区 外1地区
総事業費	855百万円
事業量	農道L=3,020m
事業年度	平成18～平成25年
受益面積	250ha

海岸保全事業（県営）

地区名 区分	沖新地区 外2地区
総事業費	11,581百万円
事業量	消波工等L=13,991m
事業年度	平成20～24年

農地保全事業（県営）

地区名 区分	塩屋地区 外2地区
総事業費	3,209百万円
事業量	排水路L=13,976m 水兼農道L=7,537m
事業年度	平成7～23年
受益面積	160ha

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

地区名 区分	元三地区 外8地区
総事業費	176百万円
事業量	エンジンオーバーホール他
事業年度	平成16～24年

(3) 農林漁業振興資金貸付（農業政策課・水産振興センター）

ア 農林漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
農林資金	農業協同組合銀行	施設資金（果樹にかかるものを除く） 温室、ハウス、灌水、加温、防除、農産物貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 （共同施設については100%以内）	7年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		果樹経営安定資金 灌水、加温、防除、貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 （共同施設については100%以内）	7年以内		
		農業機械資金 耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具等	事業費の80%以内 （共同購入等については100%以内）	7年以内		
		種苗資材資金 種苗購入、資材購入等	事業費の80%以内 （共同購入等については100%以内）	5年以内		
		農作物生産基礎条件整備資金 天地返し、暗きよ、客土等	事業費の80%以内 （1ha以上の面的事業については100%以内）	3年以内		
農業及び後継者育成資金	農業協同組合 漁業協同組合銀行	農業及び漁業後継者が新しく実施する家畜、種苗養殖用雑魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 （100万円を超える額の貸付については、5年以内）	無利子	元金均等年賦払
畜産資金	農業協同組合銀行	種畜導入資金	乳牛（牝） 1頭につき35万円以内	4年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
			繁殖肉牛 1頭につき35万円以内			
			馬1頭につき35万円以内	3年以内		
			豚1頭につき10万円以内			
		家畜導入資金	肉用牛1頭につき35万円以内 肉用雄子牛1頭につき10万円以内 肉用馬1頭につき35万円以内 豚1頭につき2万円以内	3年以内		
			畜産施設資金 畜舎の新築・改造又は器具の購入等	事業費の80%以内 （共同購入等については100%以内）	7年以内	
畜舎ふん尿処理施設資金	事業費の80%以内 （共同購入等については100%以内）	7年以内	無利子			
	畜舎移転資金	事業費の80%以内 （共同購入等については100%以内）		7年以内		
水産資金	農業協同組合 漁業協同組合銀行	資材種苗（海面）	1件につき100万円以内	2年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		機械器具（Ⅱ）	1件につき200万円以内	5年以内		
		養殖施設（内水面）	1件につき100万円以内	3年以内		
		種魚（Ⅱ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		稚魚（Ⅱ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		漁船建造	1件につき500万円以内	5年以内		

イ 貸付状況

資金名	16 年 度		17 年 度		18 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円
農 林 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
果 樹 経 営 安 定 資 金	0	0	0	0	0	0
農 業 機 械 資 金	3	6,000	3	5,940	0	0
農 林 種 苗 資 材 資 金	0	0	0	0	0	0
農作物生産基礎条件整備資金	0	0	0	0	0	0
農業及び漁業後継者育成資金	27	51,200	20	41,790	17	38,160
種 畜 導 入 資 金	1	700	1	1,050	0	0
家 畜 導 入 資 金	1	4,800	1	4,800	1	4,800
畜 産 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
畜産ふん尿処理施設資金	2	2,000	0	0	0	0
畜 舎 移 転 資 金	0	0	0	0	0	0
資 材 種 苗 資 金	72	63,000	71	63,000	61	52,400
機 械 器 具 資 金	27	35,000	28	37,000	27	46,600
養 殖 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
種 魚 ・ 稚 魚 資 金	0	0	0	0	0	0
漁 船 建 造 資 金	11	30,000	16	32,000	21	37,000
農漁業生活環境整備資金	0	0	0	0	0	0
災 害 対 策 資 金	0	0	0	0	0	0
合 計	144	192,700	140	185,580	127	178,960

7 食肉センター（食肉センター）

（1）概 況

食肉センター（卸売市場）は、昭和13年に熊本市営と畜場として設置し、昭和40年に名称を「熊本市食肉センター」に変更するとともに、食肉卸売市場を開設しました。現在、本県内外の衛生的かつ安全な食肉の供給とともに、食肉流通拠点としての機能・役割を担っている。

近年、と畜頭数の減少などに伴う厳しい経営状況の中、食肉センターの今後のあり方を検討している。

（2）施 設

所 在 地 南熊本2丁目3番1号

昭和13年 9月（熊本市営と畜場を設置する）

昭和40年 4月（熊本市食肉センターと名称変更する）

昭和40年10月（熊本市食肉卸売市場を開設する）

昭和48年 1月（指定市場「熊本市食肉地方卸売市場」となる）

建 築 面 積 鉄筋一部木造 2,909.62㎡

敷 地 面 積 10,454.78㎡

施 設 名 称	構 造	面 積	能 力	備 考
食肉センター事務所	木造瓦葺2階建	268.9㎡		1階139.9㎡ 2階129㎡
懸 肉 室	鉄筋コンクリート、一部	475.9		
食 肉 卸 売 場	屋根鉄骨コンクリート	293.6		昭和48. 7 冷房設備
冷 蔵 庫	〃	481	豚換算 775頭	昭和39.12 192㎡設置 昭和42.11 240㎡増設 昭和55. 3 34㎡増設 平成 6. 3 15㎡増設
と 室	〃	838.1		昭和40. 4 解体室666.1㎡ 内臓処理室177㎡
け い 留 所	〃	478.9		昭和55. 7 小動物けい留所411.8㎡ 大動物けい留所 67.1㎡
浄 化 槽	活性汚泥方式	720	日間処理 能力 750t	昭和40. 3 250t 設置 昭和42. 6 250t 増設 昭和48.10 250t 増設
簡 易 焼 却 炉		40.2	1基	平成 8. 3 150K/時
控 室	木造瓦葺	48		平成 8. 3 改造

(3) と畜頭数

(単位：頭)

年 度 区 分	15	16	17	18	19
牛	9,190	9,201	9,301	9,181	8,965
馬	4,195	4,328	4,278	4,058	3,784
豚	45,314	42,119	39,540	38,819	38,436
緬山羊	0	0	0	0	0
計	58,699	55,648	53,119	52,058	51,185

(4) 使用料及び手数料

(単位：円)

区 分 使用料 手数料	牛	馬	豚				牛 60kg 以下	幼 駒	緬山羊		改正年月日
			一般		大貫				20kg 以上	20kg 以下	
			湯はぎ	皮はぎ	湯はぎ	皮はぎ					
と畜解体等手数料	3,100	3,100	1,064	1,146	1,476	1,630	1,250	1,450	650	550	平成 8. 4. 1
内臓洗い手数料	2,000	1,500	洗い140		ボイル80		1,000	750	140	140	平成 8. 4. 1
と 畜 場 使 用 料	1,100	1,100	600				250	450	150	50	昭和58. 4. 1
検 査 手 数 料	400	400	200				100	300	200	200	平成12. 4. 1
冷蔵庫使用料	180	180	90				90	90	90	90	昭和58. 4. 1
市 場 使 用 料	売上金の 1,000分の2									昭和48. 4. 1	

8 農 業 委 員 会（農業委員会事務局）

農地等利用関係の調整

ア 農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係申請処理状況（平成19年度）

（単位：㎡）

農 区	項 目 農 区 名	農地法第3条				農地法第4・5条												農地法第20条		非農地証明		そ の 他	合 計		
		(所有権移転)		(使用貸借権・賃借 権の認定・移転)		第4条						第5条		許可不要		件数	面積		件数	面積					
		件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積										
1	上 熊 本	6	7,767	3	14,505	67	41,668	9	7,452	47	28,077	11	6,139			1	578			77	64,518				
2	白 坪					22	9,300	8	3,548	14	5,752									22	9,300				
3	本 山					6	1,708			6	1,708									6	1,708				
4	面 岡	8	14,485			79	78,360	9	9,346	70	69,014			2	2,876					89	95,721				
5	健 軍			1	2,416	26	17,042	5	4,039	21	13,003									27	19,458				
6	清 水					70	35,667	26	10,971	44	24,696									70	35,667				
7	力 合	6	7,229	3	6,343	56	17,710	15	6,715	40	10,991	1	4	2	1,278					67	32,560				
8	日 吉	2	3,388	3	10,221	38	17,488	12	5,991	26	11,497			5	2,298					48	33,395				
9	出 水					34	15,171	14	7,447	20	7,724			1	866					35	16,037				
10	川 尻	6	6,429			9	4,194			9	4,194			1	2,254	3	987			19	13,864				
11	田 迎	8	21,274			37	18,707	15	11,404	22	7,303			7	11,170					52	51,151				
12	御 幸	9	28,320	2	6,348	28	18,321	4	1,638	21	16,202	3	481	8	12,696					47	65,685				
13	池 上	1	105			17	9,293	5	2,435	11	6,841	1	17	2	3,377					20	12,775				
14	城 山	6	3,163	1	10,288	48	34,770	12	4,932	35	29,739	1	99							55	48,221				
15	秋 津	2	3,294	2	6,825	24	16,188	8	5,126	16	11,062			3	7,641					31	33,948				
16	松 尾	15	24,524	7	45,027	15	11,419	5	1,424	9	9,883	1	112			1	687			38	81,657				
17	小 島	13	35,284	6	17,743	12	6,335	4	2,326	7	1,188	1	2,821	1	1,976					32	61,338				
18	龍 田					57	25,947	19	10,650	38	15,297			1	35					58	25,982				
19	中 島	17	34,094	4	34,810	13	5,034	4	1,887	5	3,015	4	132	7	16,128					41	90,066				
20	供 合	5	12,007	4	13,540	7	6,536	1	368	5	5,768	1	400	1	777					17	32,860				
21	広 畑					35	26,830	17	16,117	18	10,713									35	26,830				
22	小山戸島	14	40,932	10	29,656	33	35,316	10	5,737	19	20,229	4	9,350	5	15,529					62	121,433				
23	西 里	33	47,054	5	45,837	24	19,358	6	4,896	13	5,601	5	8,861	5	19,228					67	131,477				
24	川 上	4	5,162	3	24,165	66	67,619	34	25,079	32	42,540			2	15,493	2	862			77	113,301				
25	河 内	19	56,565	1	353	13	4,666	3	1,475	8	3,039	2	152	1	974					34	62,558				
26	芳 野	14	36,057	1	3,043	4	1,400	2	1,176	2	224									19	40,500				
27	八 分 字	5	6,506	3	10,173	38	15,309	10	4,983	28	10,326			4	4,474					50	36,462				
28	藤 富	11	17,032	3	9,331	5	3,967			5	3,967			3	12,371					22	42,701				
29	並 建	1	3,696	6	39,943	7	2,899	2	536	5	2,363			7	23,230					21	69,768				
30	中 緑	4	4,555			1	298			1	298			1	889					6	5,742				
31	銭 塘	9	35,720			8	4,423	2	635	5	3,736	1	52	6	38,891					23	79,034				
32	奥古閑	5	11,719	1	6,774	17	4,640	3	659	13	3,892	1	89	4	7,787					27	30,920				
33	海 路 口	6	35,794	3	7,844	9	4,881	1	857	7	3,033	1	991	3	4,263					21	52,782				
34	川 口	6	20,847			4	1,195			3	1059	1	136							10	22,042				
合 計		235	523,002	72	345,185	929	583,659	265	159,849	625	393,974	39	29,836	82	206,501	7	3,114			1,325	1,661,461				

農地法第4・5条・許可不要用途別転用実績

(平成19年度)

		合 計				比 率 (%)
		件 数	面 積 (㎡)			
			田	畑	計	
住宅用地	農 家 住 宅	17	5,894	4,744	10,638	1.82
	一 般 個 人 住 宅	368	96,258	80,923	177,181	30.36
	集 団 住 宅、その他	231	39,737	140,963	180,700	30.96
	小 計	616	141,889	226,630	368,519	63.14
農・鉱工業用地	農 林 漁 業 用 施 設	32	5,800	14,175	19,975	3.42
	鉱 業	6	1,526	7,046	8,572	1.47
	建 設 業	10	3,768	5,669	9,437	1.62
	金 属 機 械 工 業					
	化学・紙パルプ工業					
	繊維・食料品工業	1	920		920	0.16
	電気・ガス・水道事業	1	400		400	0.07
	そ の 他	37	17,987	8,501	26,488	4.54
	小 計	87	30,401	35,391	65,792	11.27
公共施設用地	官公署・病院等公共用地	12	10,645	1,783	12,428	2.13
	学 校 用 地	1	36		36	0.01
	公 園 ・ 運 動 場 用 地	6	3,970	1,633	5,603	0.96
	道・水路、鉄道用地	45	9,269	2,974	12,243	2.10
	小 計	64	23,920	6,390	30,310	5.19
その他の施設用地	運輸通信業建物施設	4	399	1,210	1,609	0.28
	商 業 ・ サ ー ビ ス 業	72	43,656	11,994	55,650	9.53
	ゴルフ場その他レジャー施設	2	182	863	1,045	0.18
	そ の 他	69	15,246	30,700	45,946	7.87
	小 計	147	59,483	44,767	104,250	17.86
植 林		16		14,788	14,788	2.53
合 計		930	255,693	327,966	583,659	100.00

(1) 農地調整事務処理事業

農地の利用関係の紛争に係る和解の仲介処理を行っている。

(2) 国有農地管理处分事務

国有農地の買収、売却、貸付等管理处分とその対価徴収事務を行っている。

(3) 農地流動化地域総合推進事業

農地流動化目標を達成するため各関係機関と連携を図り、農地の出し手・受け手の意向等の把握と農地流動化調査分析によって事業を推進する。

(4) 農用地利用調整特別事業

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の利用・税制等に関する専門的な知識を備えた集積促進委員を設置し、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を推進した。

農地利用集積実践実績（平成19年度）

（単位：㎡）

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	228	6年未満	388,498	54,147	442,645
		6年以上10年未満	41,814	6,824	48,638
		10年以上	454,334.3	276,538.51	730,872.81
		小 計	884,646.3	337,509.51	1,222,155.81
利 用 権 再 設 定	180	6年未満	312,531	72,347	384,878
		6年以上10年未満	18,102	22,951	41,053
		10年以上	56,650	74,655	131,305
		小 計	387,283	169,953	557,236
所 有 権 移 転	49		106,092	66,029	172,121
利 用 権 移 転	22		57,637	11,369	69,006
合 計	479		1,435,658.3	584,860.51	2,020,518.81

(5) 農業者年金業務

農業者の老後生活の安定、経営移譲による農業後継者の育成、確保と経営規模の拡大を目的とする業務を行っている。

（旧制度）

（平20.3.31現在）

種 別	待 期 者 (人)	合 計 (人)	受 給 者 (人)		
			経営移譲年金	農業者老齢年金	特例老齢年金
人 数	348	2,327	1,141	1,090	96

（新制度）

（平成20.3.31現在）

種 別	合 計 (人)	加 入 者 (人)		受 給 者 (人)
		通常加入者	政策支援加入者	
人 数	196	110	86	0

(6) 農業委員会活動強化事業

熊本市に隣接する農業委員会と、地域に密着した主体的な広域連携活動を強化するとともに、農地無断転用及び遊休農地の現場での監視活動の強化等、具体的な取組みを推進している。